



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援します



東広島市保育所等配置基本計画

（令和3～12年度）

令和3年4月
東広島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3

第2章 国・県の動向及び本市のこれまでの取り組み

1 国・県の動向	4
2 本市の人口等の状況	9
3 本市の保育所等の状況（施設の状況）	14
4 本市の保育所等の状況（入所の状況）	20
5 本市の長期保育ニーズ推計	22
6 各種計画について	24
7 今後の教育・保育サービスの提供に向けての課題	26

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿	28
2 取り組みの方向性	28
3 【参考】課題と取り組みの方向性の関係	30
4 教育・保育サービスの提供における公立・私立の役割	31
5 【参考】基幹的保育所の廃止について	32
6 保育所等の配置・整備に関する基本方針	34

第4章 地区別保育所等整備計画

1 西条北部地区	36
2 西条南部地区	40
3 八本松地区	43
4 志和地区	46
5 高屋地区	48
6 黒瀬地区	50

7	福富地区	54
8	豊栄地区	56
9	河内地区	58
10	安芸津地区	60

資料

1	東広島市子ども・子育て会議条例	63
2	保育所適正配置検討部会の設置について	65
3	東広島市子ども・子育て会議委員名簿	66
4	パブリックコメントの実施結果概要	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、人口減少や少子高齢化が進行する一方で、核家族化や地域とのつながりの希薄化、女性の就業率の上昇、結婚や子どもを生み育てることに対する若者の意識の変化など、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化してきました。

国においては、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の教育・保育へのニーズの高まりや、待機児童の増加等に対応するための取組みが進められてきたところです。

また、平成30年には保育所保育指針が改訂され、保育所の役割として地域の子育て家庭に対する支援を行うことが明記されるなど、保育所等※1の役割も確実に変化してきています。

こうした中、本市では保育ニーズの増加に対応するため、平成21年4月に「保育所適正配置基本構想」を策定（平成29年に改訂）し、計画的に施設整備を実施してきました。

また、待機児童の解消を図るため、平成29年～令和元年までの3年間、保育の受け皿の確保及び保育士確保を二本柱とする「待機児童の解消のための緊急対策プラン」を策定し、集中的に待機児童対策を図ることで、令和2年4月には待機児童ゼロを達成しています。

今後は、就学前児童の減少に伴う将来的な保育ニーズの減少局面を見据えつつ、地区別、年齢別の保育ニーズを踏まえた保育所等の適切な配置が必要となっています。

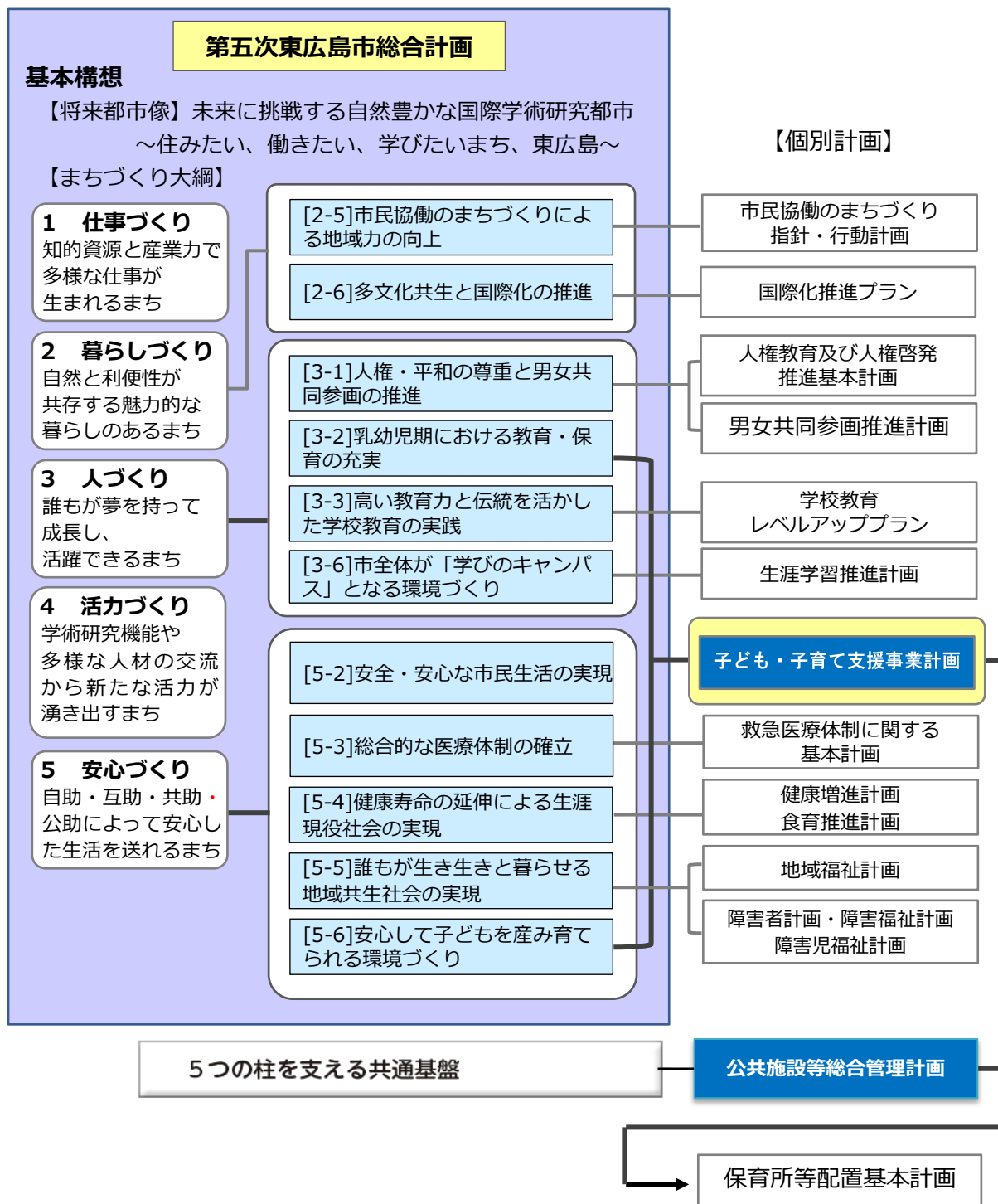
そのため、保育所適正配置基本構想の改訂時期にあわせ、持続可能な教育・保育サービス提供に向けた施設のあり方についての基本的な方向性を示すため、本計画を策定しました。

※1 保育所等…保育所、認定こども園、地域型保育事業

2 計画の位置付け

- ・本計画は、第五次東広島市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づく個別計画である「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」の下位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画等の関連計画とも整合を図ります。

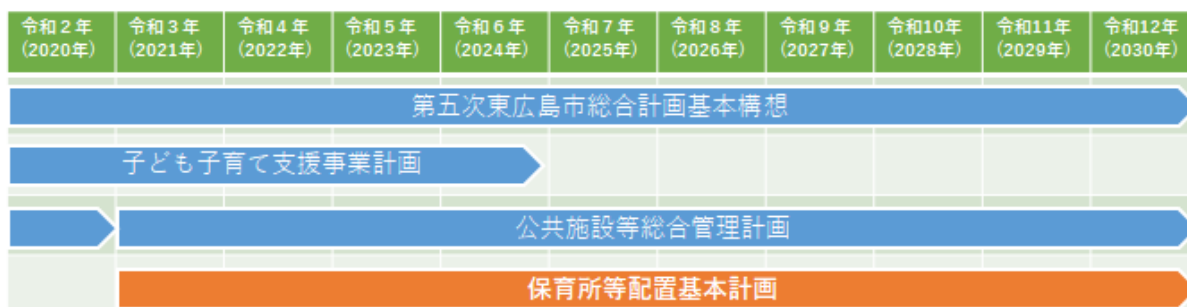
[計画の位置付け・他の個別計画との関係]



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、上位計画である子ども・子育て支援事業計画の改訂を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



イラスト：第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市子ども・子育て会議」において「保育所適正配置検討部会」を設置し、同部会で計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

第2章 国・県の動向及び本市のこれまでの取り組み

本計画の策定にあたっては、国・県の動向や本市の人口の推移、保育所等の入所状況や今後のニーズの見込み、第五次東広島市総合計画等の上位計画における取り組みの方向性等を総合的に踏まえたものとする必要があります。

本章では、こうした観点からの振り返りや今後の見込みを踏まえ、本市の教育・保育サービス提供にかかる課題について整理していきます。

1 国・県の動向

(1) 国の動向（少子化対策・待機児童対策等）

① 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取り組みをさらに加速化させるため、平成 25 年に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、待機児童解消に取り組む地方自治体に対してその取り組みを全面的支援することが示され、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされました。

② 少子化危機突破のための緊急対策

平成 25 年に「『少子化危機突破』のための提案」が取りまとめられ、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を「少子化危機突破のための緊急対策」の柱として打ち出し、これらを「3本の矢」として、結婚・妊娠・育児の切れ目のない支援の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。

③ 放課後子ども総合プラン

平成 26 年に「放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施することを目指すこととされました。

④ 地方創生

「『東京一極集中』の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を基本とし、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、日本の人口・経済の長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、今後 5 年間の目標や基本的方向、具体的施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

⑤ 新たな少子化社会対策大綱

平成 27 年に新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「子育て支援策の一層

の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」、「地域の実情に即した取組強化」の5つの重点課題が設けられました。

⑥ ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、経済成長の隘路^{あいろ}である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策が掲げられました。

⑦ 働き方改革実行計画

平成 29 年に「働き方改革実行計画」が策定され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等を目指すこととされました。

⑧ 子育て安心プラン

平成 29 年に「子育て安心プラン」が公表され、令和 4 年度末までに女性就業率 80% にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することとされました。また、「新しい経済政策パッケージ」では、32 万人分の保育の受け皿の整備を令和 2 年度末までに前倒しすることとされました。

⑨ 人づくり革命

平成 30 年に「人づくり革命 基本構想」が策定され、内容が「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれました。幼児教育の無償化について、令和元年からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示されました。

⑩ 新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブについて、令和 3 年度までに約 25 万人分を整備し、令和 5 年度末までに約 30 万人分の受け皿を整備することとされました。

⑪ 新子育てプラン（令和 2 年度中に策定予定）

「子育て安心プラン」では、令和 2 年度中に待機児童を解消するとしていましたが、その達成が困難になったことから、令和 3 年度から 4 年間で約 12 万人分の保育の受け皿を新たに整備する「新子育てプラン」を策定中です。

国の地方創生総合戦略では、女性の就業率を令和 7 年に 82%（令和 2 年は 77.7%）にする目標を掲げているため、新子育てプランではこうした女性の就業率上昇を踏まえた保育の受け皿確保を行うこととされています。

（２）国の動向（保育所保育指針の改訂）

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、きょうだいの数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化していることを受け、国において平成３０年度に保育所保育指針が改訂されました。

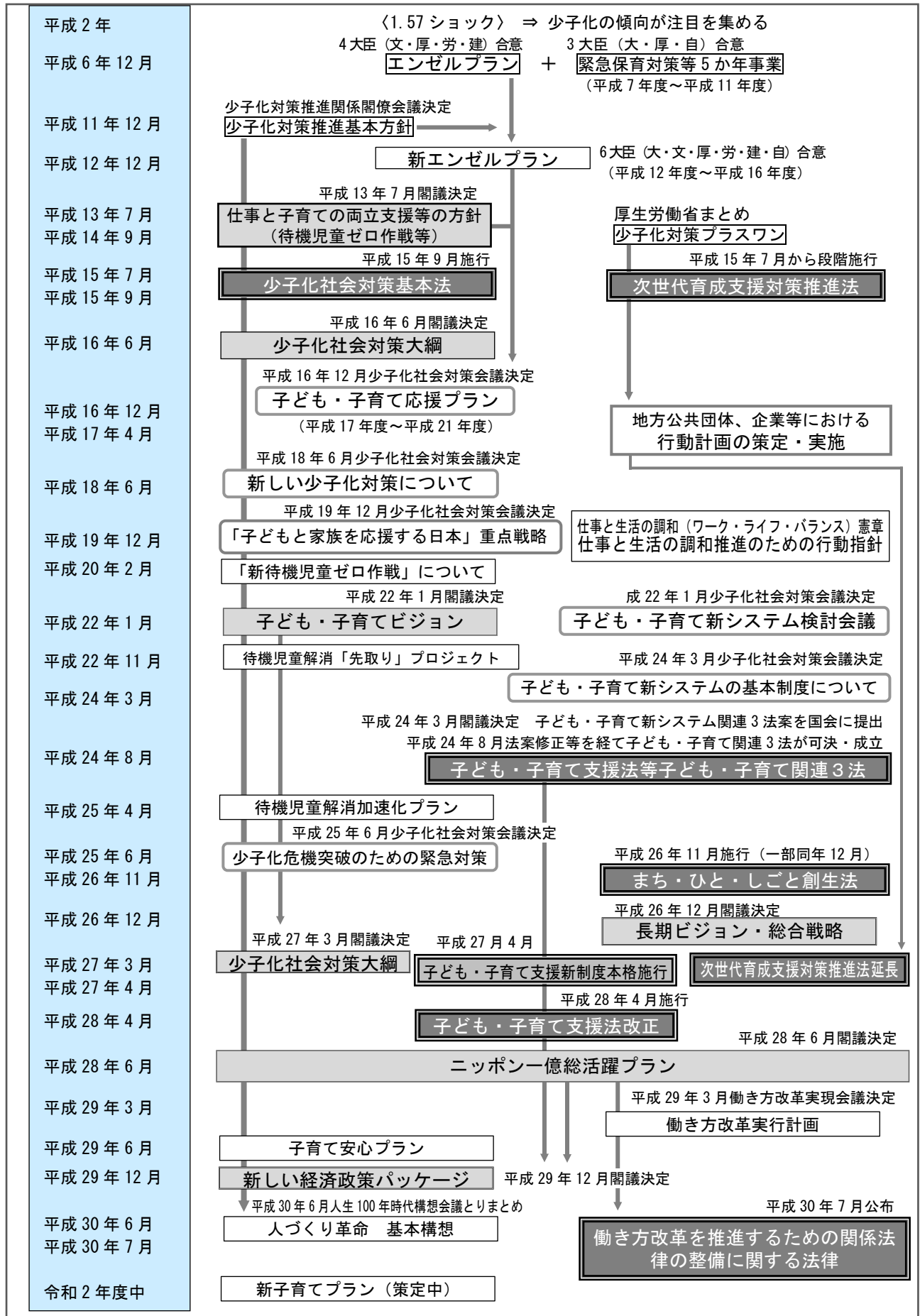
新たな保育所保育指針では、保育所の役割として入所中の子どもだけでなく、入所する子どもの保護者に対する支援や、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うことなどが明記されており、本計画策定にあたっては、こうした役割や機能を踏まえたものとしていく必要があります。

◇保育所の役割（保育所保育指針（平成 30 年 4 月～）より抜粋）

- ア 保育所は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- エ 保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。



国の少子化対策の経緯



(3) 県の動向

広島県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年 3 月に前期計画として「未来に輝くこども夢プラン」が、また、平成 22 年 3 月に後期計画として「みんなで育てるこども夢プラン」が策定され、次世代育成支援のための施策が総合的かつ効果的に推進されてきました。

また、子ども・子育て支援法に基づき、少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や仕事と子育ての両立支援、乳幼児期の保育・教育などの施策を切れ目なく総合的に推進するため「ひろしま子供の未来応援プラン（令和 2 年度～令和 6 年度）」が策定されています。

《県の取組み》

◇「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プロジェクト

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育や家庭における教育・保育の内容づくりや、幼保小の接続に係る研修会、家庭での具体的な取組みなど、子育てに役立つ情報の提供や子供への接し方等についての教材の開発及び学習機会の提供等を通し、全県的な乳幼児期の教育・保育の充実を図っています。

◇学びのセーフティネット構築

小学校低学年からの学習のつまづきの実態把握や学力に課題のある児童生徒への学力向上対策を強化するとともに、市町等にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の家庭状況等に応じて、福祉部門との連携を強化しています。また、大学等進学時の経済的負担軽減のため、市町村民税所得割額非課税世帯の生徒に対し、一定の基準に該当する場合、進学に必要な経費の一部を給付しています。

◇子供の未来応援

平成 29 年度に実施した「広島県子供の生活に関する実態調査」を踏まえ「広島県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策における総合的な支援策をとりまとめています。また、県・市町・経済団体等、多様な主体により構成された会議「子供の未来応援推進会議（仮称）」を設置し、「オール広島県」で子どもの貧困連鎖防止対策を推進する体制を構築しています。

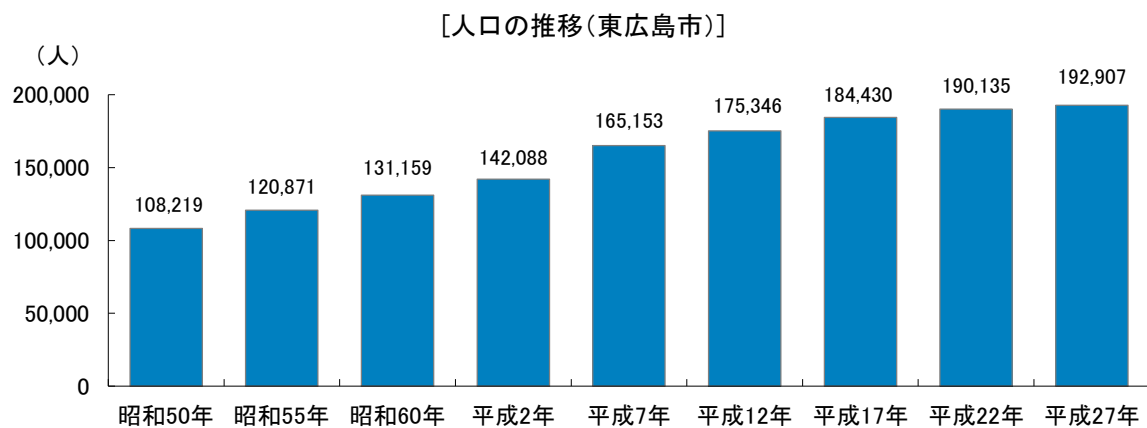
◇ひろしま版ネウボラの構築

妊娠期から子育て期に訪れる子育て・見守り拠点となる「ひろしま版ネウボラ」を身近な地域に設置し、専門職による個別・継続的な相談対応や、妊娠・出産から子育てまで切れ目ないサービスを全県で提供することを目指しています。

2 本市の人口等の状況

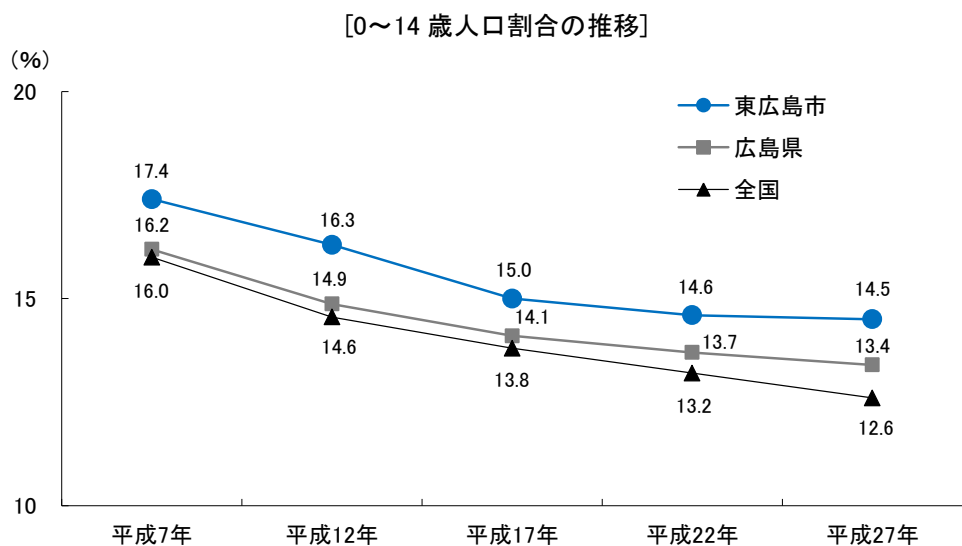
(1) 人口の推移

本市は、学術・研究機能の集積、産業団地、産業支援機関等の産業基盤の整備等により、都市として成長し、人口は増加傾向にあります。



資料：国勢調査

本市の0～14歳人口の割合は、全国、広島県よりも高い値で推移していますが、減少傾向にあり、全国的な動向と同じく、本市においても少子化が進行しています。



資料：国勢調査

注) 年齢不詳を除く。

本市の住民基本台帳による近年の人口をみると、増減は地域により差があり、地域別の 0～14 歳人口（年少人口）は、西条地区は増加していますが、横ばいである八本松、高屋両地区を除く地区では減少しており、市中心部への人口集中と周辺地域における人口減少が進行しています。

[地区別人口の推移(東広島市)]

(単位: 人)

地 区		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
市全体	総人口	184,929	185,147	186,012	187,182	188,465
	年少人口	27,848	27,709	27,540	27,368	27,259
西条地区	総人口	73,952	75,044	76,312	78,051	79,586
	年少人口	13,769	13,878	13,847	13,935	13,978
八本松地区	総人口	28,316	28,368	28,824	29,086	29,417
	年少人口	4,509	4,476	4,530	4,514	4,522
志和地区	総人口	6,914	6,833	6,770	6,649	6,620
	年少人口	624	618	597	554	547
高屋地区	総人口	30,504	30,216	30,009	29,990	30,120
	年少人口	4,318	4,167	4,088	4,030	4,063
黒瀬地区	総人口	22,934	22,812	22,645	22,454	22,338
	年少人口	2,705	2,709	2,666	2,617	2,523
福富地区	総人口	2,504	2,473	2,425	2,389	2,326
	年少人口	225	217	207	212	202
豊栄地区	総人口	3,460	3,389	3,304	3,242	3,131
	年少人口	225	224	220	211	198
河内地区	総人口	6,149	6,024	5,947	5,780	5,606
	年少人口	565	567	569	529	506
安芸津地区	総人口	10,196	9,988	9,776	9,541	9,321
	年少人口	908	853	816	766	720

資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

注）人口には外国人を含む。

広島県人口移動統計調査の結果によると、平成 29 年の本市の転入者は県内で 3 番目に多く、人口に対する割合は、転入者が 2 番目に多い福山市よりも高くなっています。

[転入者数]

順位	市町	人口（人）	転入者（人）	人口に対する割合
1	広島市	1,198,555	67,794	5.7%
2	福山市	463,618	14,872	3.2%
3	東広島市	194,135	9,534	4.9%
4	呉市	223,503	7,092	3.2%
5	尾道市	135,545	3,953	2.9%

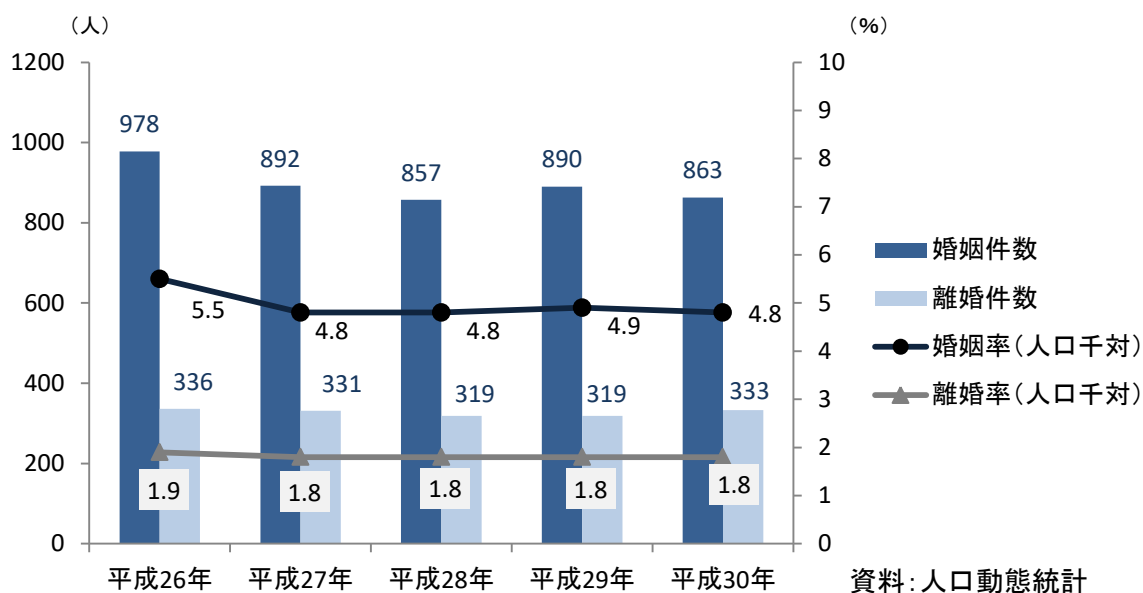
資料：広島県人口移動統計調査（平成 29 年）

(2) 婚姻・出生等の推移

本市の婚姻件数は、平成27年に前年より大きく減少し、その後800件台で推移し、婚姻率も平成27年に落ち込み、その後横ばいとなっています。

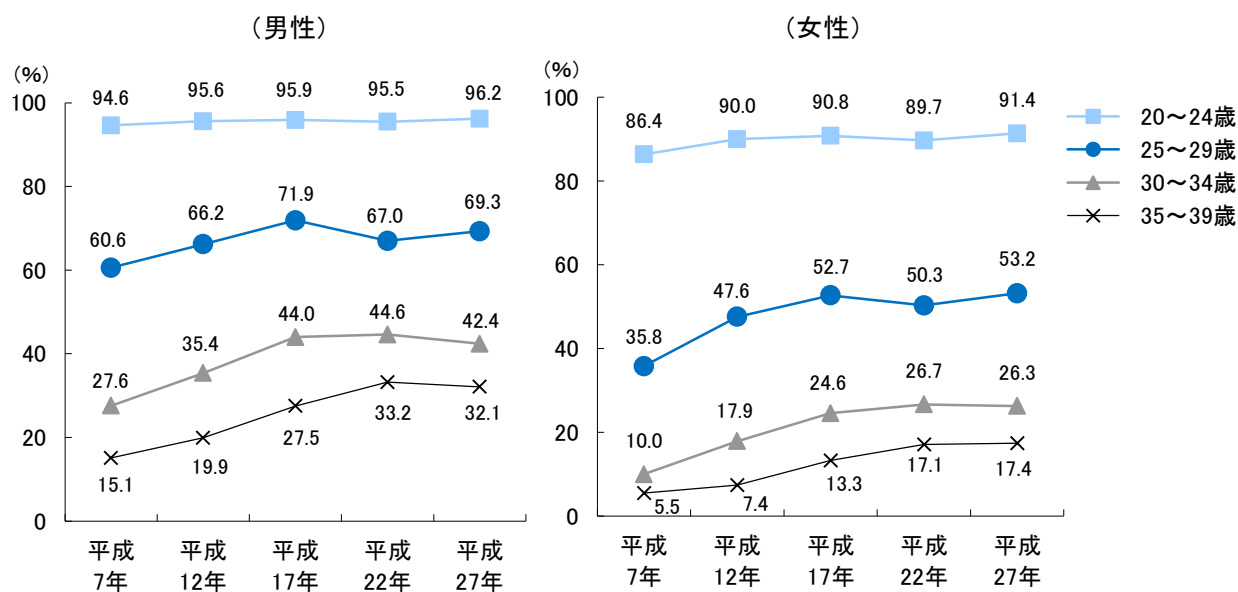
また、離婚件数は300件台で推移しています。

[婚姻・離婚件数・率の推移(東広島市)]



国勢調査による本市の婚姻の状況をみると、未婚率は上昇傾向にありましたが、平成22年以降その伸びは鈍化しています。

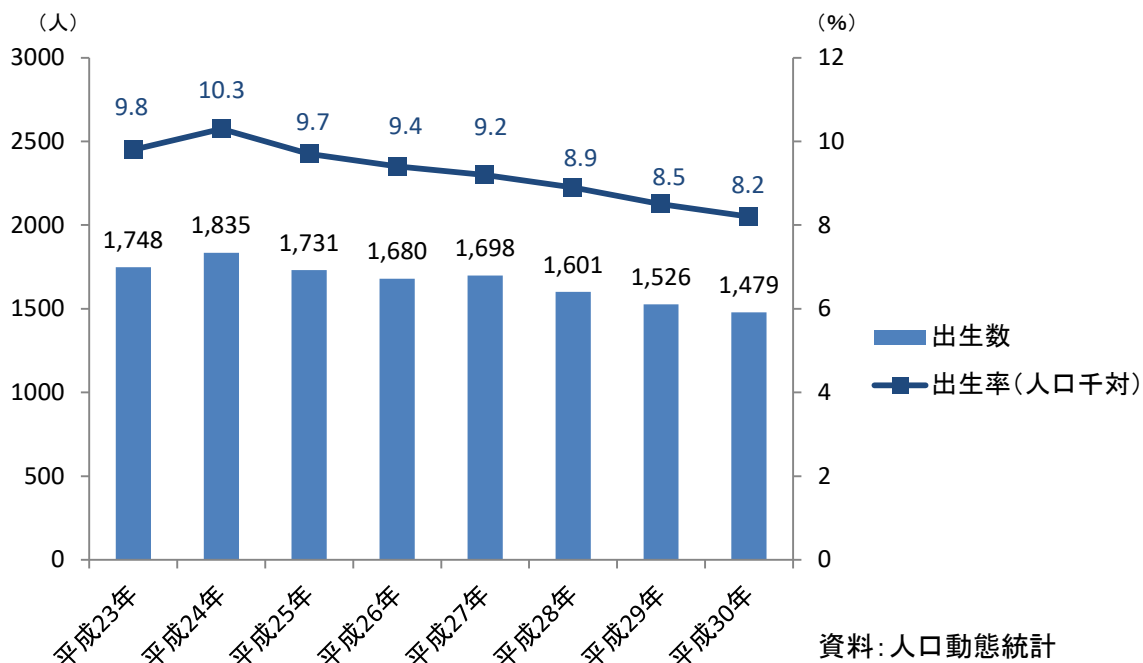
[未婚率の推移(東広島市)]



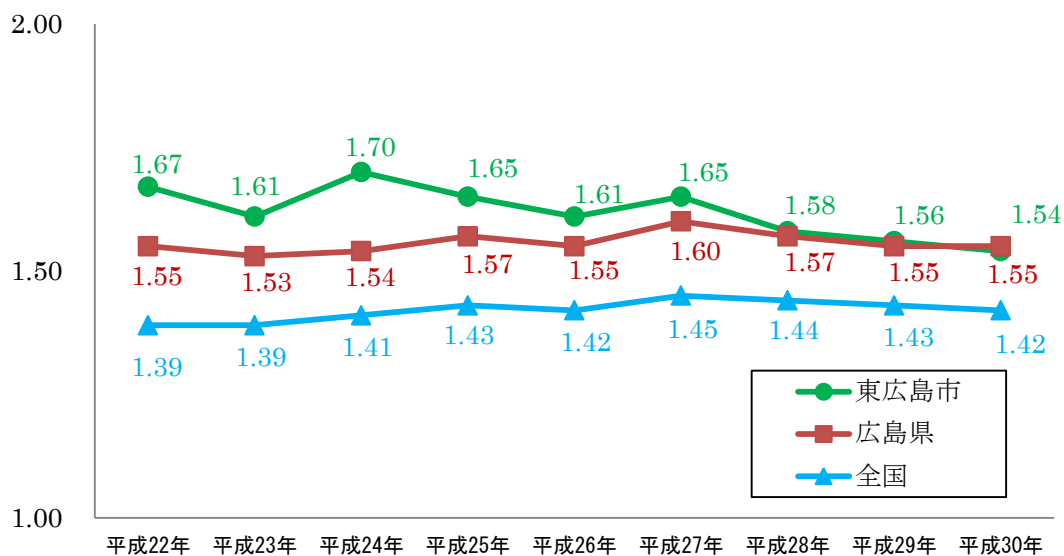
資料: 国勢調査

本市の出生数は、平成 24 年、平成 27 年を除き、ゆるやかに減少しています。
合計特殊出生率は、全国、広島県よりも高く推移していますが、近年、減少傾向にあります。

[出生数・出生率の推移(東広島市)]



[合計特殊出生率の推移]

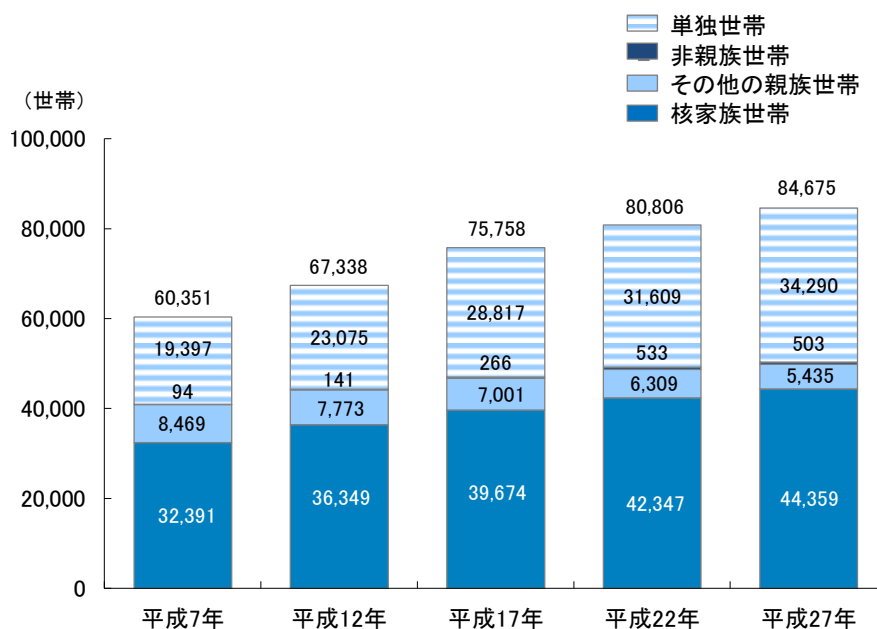


(3) 核家族世帯の推移

国勢調査の結果によると、本市の一般世帯数は増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯、単独世帯が大きく増加しています。

また、親族世帯のうち、核家族世帯の占める割合が上昇傾向にあります。

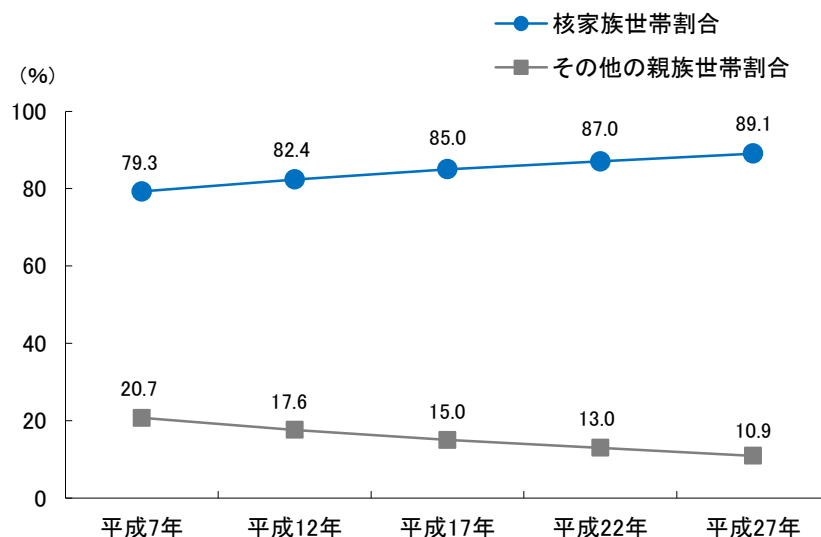
[家族類型別一般世帯数の推移(東広島市)]



資料：国勢調査

注) 一般世帯総数には、家族類型不詳を含む。

[親族世帯に占める核家族世帯・その他の親族世帯の割合(東広島市)]



資料：国勢調査

3 本市の保育所等の現状（施設の状況）

（１）保育所適正配置基本構想（H21～R2）に基づく計画的な施設整備

平成21年に策定した「保育所適正配置基本構想」では、保育所に入所を希望するすべての児童が適切な保育サービスを受けられるよう、中・長期的、全市的な視点で保育所の配置、定員を検討しました。

特に、西条町を中心に増加してきた保育ニーズに対応するため、私立保育所等の整備を進めるとともに、公立保育所の老朽化対策を図るため、公立保育所の民営化事業を進めてきました。

その結果、平成21年時点で45か所（公立33、私立12、公立の占める割合73%）であった保育所等は、令和2年4月時点で61か所（公立27、私立34、公立の占める割合44%）に増加しました。

（２）待機児童解消のための緊急対策プラン（H29～R2）によるさらなる施設整備

「保育所適正配置基本構想」に基づき、計画的に保育所等の整備や公立保育所の民営化を推進してきましたが、女性の就業率の上昇等を受け、保育ニーズが想定を上回るスピードで増加したため、本市では平成29年度に待機児童が発生（93人）することとなりました。

これを受け、本市では保育の受け皿の確保及び保育士の確保を2本柱とする「待機児童解消のための緊急対策プラン」を策定し、待機児童の解消に努めてまいりました。

その結果、令和2年4月に待機児童は解消しましたが、この間、待機児童対策を最優先に進めてきたため、施設の老朽化対策を十分に進めることができず、公立保育所等を中心に施設の老朽化が進んでおり、その対策が喫緊の課題となっています。



写真：老朽化対策のため建替えとなる西条東保育所

[本市の地区別保育所等施設数(令和2年4月時点)]

地区	公立	私立	認可定員			
			合計	1号	2号	3号
西条北部	3	19	2,846	275	1,541	1,030
西条南部	2	1	340	0	238	102
八本松	5	5	947	69	573	305
志和	1	3	220	5	146	69
高屋	4	2	867	111	494	262
黒瀬	5	2	844	244	400	200
福富	2	0	100	20	54	26
豊栄	1	0	80	10	52	18
河内	1	1	120	0	96	24
安芸津	3	1	270	50	172	48
合計	27	34	6,634	784	3,766	2,084
					5,850	



写真：公立保育所の移転民営化事業により設立された認定こども園

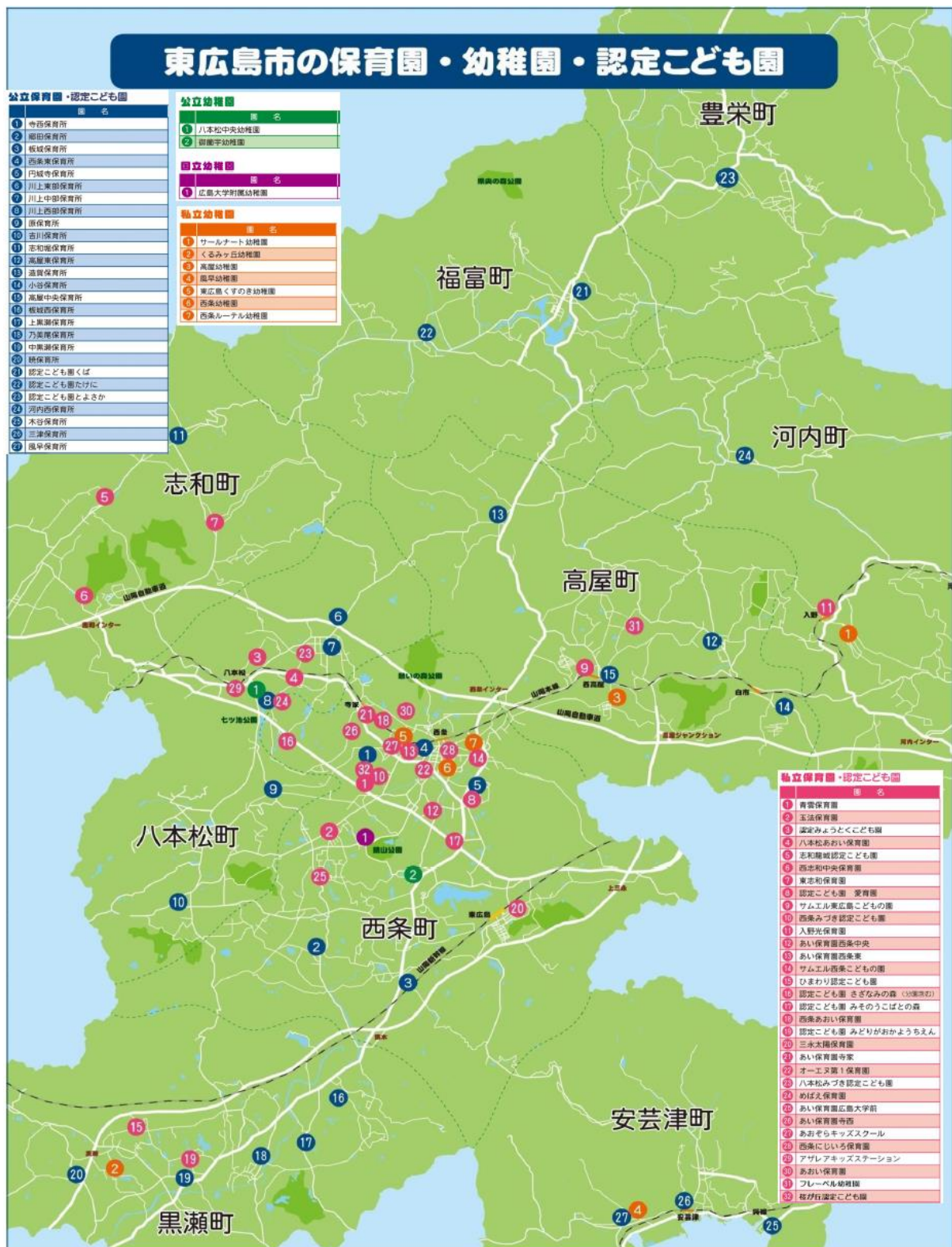
(左：サムエル西条こどもの園 右：幼保連携型認定こども園 みそのうこばとの森)

[本市の保育所等施設状況(令和2年4月時点)]

地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	経過 (年)	構造
				合計	1号	2号	3号			
西条北部	公立	寺西保育所	保	142		96	46	S46	49	軽 S
	公立	西条東保育所	保	110		83	27	S49	46	RC
	公立	円城寺保育所	保	90		70	20	S50	45	RC
	私立	青雲保育園	保	150		90	60	H31	1	RC
								H11	21	RC
	私立	玉法保育園	保	100		50	50	S54	41	W
								S57	38	RC
								H24	8	W
	私立	認定こども園愛育園	保認	190	5	100	85	H14	18	RC
	私立	西条みづき認定こども園	幼保	78	15	36	27	H14	18	S
	私立	あい保育園西条中央	保	90		54	36	H22	10	軽 S
	私立	あおぞらキッズスクール	保	30			30	H22	10	軽 S
	私立	あい保育園西条東	保	90		54	36	H23	9	軽 S
	私立	西条あおい保育園	保	120		69	51	H25	7	RC
	私立	あい保育園寺家	保	120		66	54	H27	5	軽 S
	私立	オーエヌ第1保育園	保	80		60	20	H27	5	軽 S
	私立	あい保育園広島大学前	保	130		82	48	H27	5	軽 S
	私立	西条にじいろ保育園	保	82		42	40	H28	4	RC
	私立	あい保育園寺西	保	150		90	60	H28	4	軽 S
	私立	認定こども園さざなみの森	幼保	300	210	54	36	H23	9	軽 S
	私立	認定こども園サムエル西条こどもの園	保認	255	10	150	95	H23	9	RC
	私立	認定こども園みそのうこばとの森	幼保	190	30	90	70	H25	7	RC
	私立	あおい保育園	保	180		120	60	H31	1	RC
	私立	認定こども園さざなみの森ノイエ(分園)	幼保	22			22	R2	0	W
	私立	桜が丘認定こども園	保認	147	5	85	57	R2	0	W
西条南部	公立	板城保育所	保	110		86	24	H3	29	RC
	公立	郷田保育所	保	80		62	18	S48	47	S
	私立	三永太陽保育園	保	150		90	60	H27	5	S
八本松	公立	吉川保育所	保	30		24	6	S56	39	RC
	公立	原保育所	保	80		55	25	S53	42	RC
	公立	川上西部保育所	保	140		110	30	S46	49	W
	公立	川上東部保育所	保	90		60	30	S47	48	W
								S53	42	軽 S

地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	経過 (年)	構造
				合計	1号	2号	3号			
八本松	公立	川上中部保育所	保	115		91	24	S49 S63	46 32	軽 S S
	私立	認定みようとくこども園	幼保	130	10	75	45	H11	21	RC
	私立	八本松あおい保育園	保	120		69	51	H18	14	W
	私立	認定こども園アザレアキッズステーション	幼保	86	20	30	36	H28	4	W
	私立	八本松みづき認定こども園	幼保	137	39	59	39	H28	4	S
	私立	めばえ保育園	小規模	19			19	H28	4	軽 S
志和	公立	志和堀保育所	保	30		24	6	S55	40	RC
	私立	東志和保育園	保	70		40	30	H24	8	RC
	私立	志和龍城認定こども園	保認	60	5	37	18	H14	18	W
	私立	西志和中央保育園	保	60		45	15	H5	27	RC
高屋	公立	高屋東保育所	保	90		66	24	S55	40	RC
	公立	小谷保育所	保	90		68	22	S53	42	S
	公立	造賀保育所	保	60		42	18	S54	41	RC
	公立	高屋中央保育所	保	120		90	30	S51	44	S
	私立	認定こども園サムエル東広島こどもの園	保認	255	15	144	96	H9	23	RC
	私立	フレーベル幼稚園	幼保	252	96	84	72	H31	1	RC
黒瀬	公立	板城西保育所	保	60		36	24	S57	38	RC
	公立	上黒瀬保育所	保	60		50	10	H5	27	RC
	公立	乃美尾保育所	保	70		52	18	H4	28	RC
	公立	中黒瀬保育所	保	180		131	49	S59	36	RC
	公立	暁保育所	保	110		80	30	S58	37	RC
	私立	認定こども園ひまわり	幼保	130	100	15	15	H23	9	RC
	私立	認定こども園みどりがおかようちえん	幼保	234	144	36	54	H26	6	RC
福富	公立	認定こども園くば	保認	50	10	22	18	S58	37	RC
	公立	認定こども園たけに	保認	50	10	32	8	H5	27	RC
豊栄	公立	認定こども園とよさか	保認	80	10	52	18	S63	32	RC
河内	公立	河内西保育所	保	40		32	8	H5	27	W
	私立	入野光保育園	保	80		64	16	H8	24	RC
安芸津	公立	木谷保育所	保	40		28	12	S48 S58	47 37	W RC
	公立	三津保育所	保	90		72	18	S53	42	RC
	公立	風早保育所	保	90		72	18	S54	41	RC
	私立	風早幼稚園	新幼	50	50			S40	55	S

保…保育所、幼保…幼保連携型認定こども園、保認…保育所型認定こども園、小規模…小規模保育事業、新幼…幼稚園(新制度移行済)



※令和2年4月の状況

(3) 本市の教育・保育サービス提供体制

本市には認可保育所等のほか、幼稚園、認可外保育所といった多様な教育・保育サービス提供体制があり、以下のとおり、各事業者が様々な教育・保育サービスを提供しています。

[本市の教育・保育サービス提供体制とその特徴]

区分	施設数	定員(人)	特長（強み）	課題（弱み）
公立	27	2,233	・公費による安定した経営が可能 ・一定水準のサービス提供が可能 ・保育士の加配等を柔軟に実施可能	・高コスト体質（維持更新、人件費等） ・特色あるサービス提供となりにくい
私立 (認可)	34	4,056	・特色あるサービス提供が可能 ・運営費を国、県、市で負担することから、市の負担が比較的少ない	・保育水準は、施設により異なる ・公定価格をベースとした経営のため、保育士の加配等が困難な場合あり
幼稚園	10	1,750	・受入れの園児を事業者が選択可能 ・特色ある教育サービス提供が可能	・原則として3歳以上が対象 ・需給ギャップが生じており、入園児が年々減少傾向にある
認可外 (企業 主導型)	9	221	・保育士配置基準等が緩やか ・比較的安定した運営が可能（施設型給付に準ずる給付）	・制度上、受入れに各種の制限あり（定員を超過した受入不可、一定数は従業員枠で占める必要有） ・保護者は「認可＞認可外」という意識が強く、園児獲得に苦勞するケースあり
認可外 (その他)	31	686	・各種基準が緩やか ・開園が容易かつスピーディ ・教育・保育内容に自由度あり	・安定した財源がなく、経営が不安定 ・保護者は「認可＞認可外」という意識が強く、園児獲得に苦勞するケースあり

※令和2年4月の状況（認可施設の定員は利用定員による）

※子ども・子育て支援新制度移行済みの風早幼稚園は私立（認可）で集計

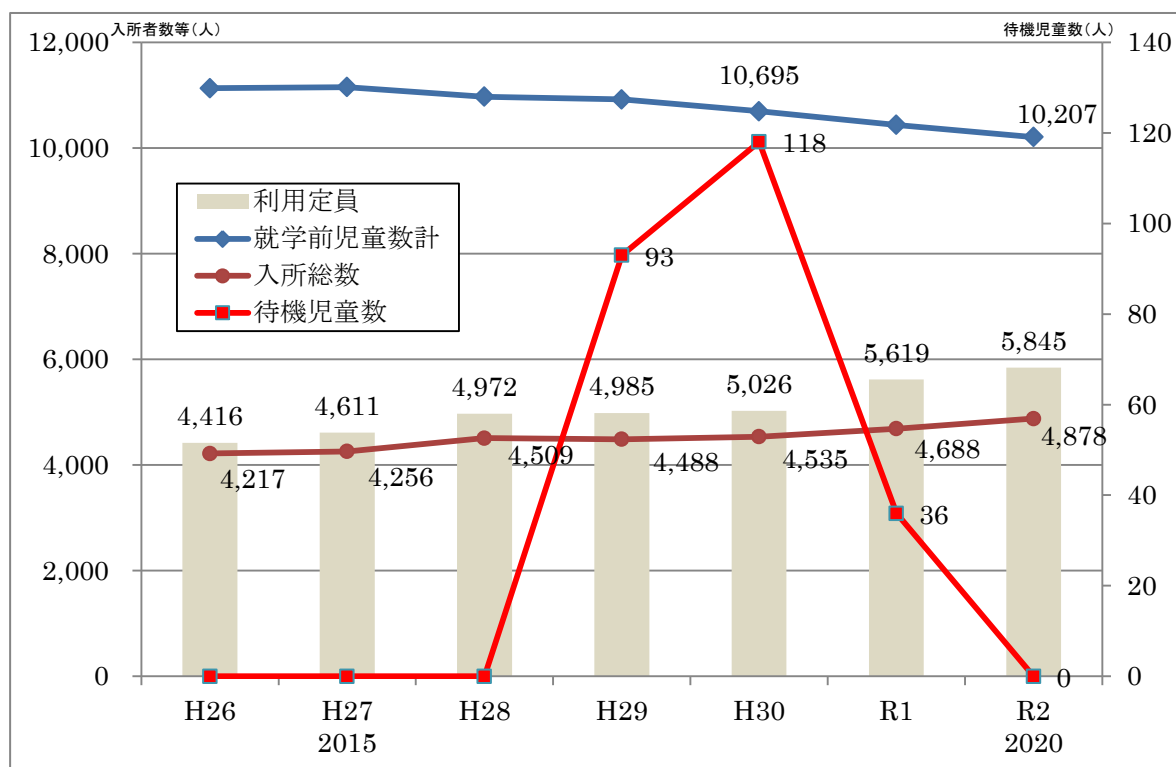
4 本市の保育所等の現状（入所の状況）

（１）近年の保育所等の入所状況

先述のように「待機児童解消のための緊急対策プラン」を進めた結果、令和２年４月時点における待機児童は０となっています。

しかしながら、西条町を中心に入所が困難な状況は継続しており、今後も保育ニーズを踏まえ、適切に保育の受け皿の確保を進めていく必要があります。

[近年の入所者数及び待機児童数]



※利用定員、入所総数いずれも2、3号のみを計上

※就学前児童は住民基本台帳ベース(前年度3月末の状況)

[近年の地区別入所者数等]

地区名	H29.4(2017) (緊急対策プラン実施前)		H31.4(2020)		R2.4(2020) (緊急対策プラン実施後)	
	入所者	待機児童	入所者	待機児童	入所者	待機児童
西条北部	1,936	58	2,217	22	2,411	0
西条南部	328	7	353	1	376	0
八本松	650	16	640	9	634	0
志和	193	0	172	0	159	0
高屋	583	3	547	1	579	0
黒瀬	478	9	449	2	426	0
福富	40	0	37	0	50	0
豊栄	41	0	36	1	42	0
河内	114	0	109	0	97	0
安芸津	125	0	128	0	104	0
合計	4,488	93	4,688	36	4,878	0

(2) 公立・私立保育所等の施設及び入所状況等の比較

先述のとおり、平成 21 年に策定した「保育所適正配置基本構想」により保育所等の民間参入を促進してきた結果、現在では保育所等に占める私立の割合が高くなっています。

その他の特徴としては、公立保育所等の平均築年数が約 40 年となっており、老朽化が進んでいます。また、公立保育所等は設計も古いため、十分に乳児室等が整備されていない場合も多く、4月時点における0歳児の受入れの多くを私立に頼っている現状です。

一方、障害や発達に課題がある児童の受入れについては、その多くを公立が担っています。

[公立・私立保育所等の施設及び入所状況等]

項 目		公 立	私 立	公立割合
施設数	保育施設	27 か所	34 か所	44%
	子育て支援センター	4 か所	18 か所	18%
園舎の平均築年数		39 年	11 年	
認可定員	総数(市内全域)	2,233 人	4,056 人	36%
	(うち西条北部地区)	342 人	2,441 人	14%
	周辺地域(西条、八本松、高屋以外)	886 人	529 人	63%
入所者数 (2, 3号のみ)	全体	1,760 人	3,118 人	36%
	0 歳児	17 人	134 人	11%
	1,2 歳児	463 人	1,009 人	31%
	3 歳以上	1,280 人	1,975 人	39%
障害や発達に課題がある児童の受入れ(H30)	児童数	135 人	46 人	75%
	加配保育士数	99 人	25 人	80%
職員数	全体	418 人	820 人	
	常勤	189 人	524 人	
	非常勤	229 人	296 人	

※特段の表記がない場合は令和2年4月の状況

5 本市の長期保育ニーズ推計

上位計画である「東広島市子ども・子育て支援事業計画」により、本市の保育ニーズ推計（量の見込み）を行っています。

しかしながら、同計画は計画期間が令和6年度までと比較的短いことから、以下のとおり保育課において独自に長期保育ニーズ推計を実施しました。

本計画では、基本的に中位推計に基づき適切な施設整備等を進めていきますが、今後の出生率や有配偶女性就業率の動向を踏まえつつ、必要に応じて見直しを図ることとします。

なお、地区別保育ニーズ推計については、「第4章 地区別保育所等整備計画」に記載します。

[保育ニーズ推計の基本的な考え方]

◇子ども・子育て支援事業計画における保育ニーズ推計

- ・子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）において、新たに保育ニーズの推計を実施。
- ・同計画では、これまでの保育ニーズのトレンドを参考にしつつ、「子ども・子育てに関するニーズ調査」を踏まえて推計。
- ・「子ども・子育てに関するニーズ調査」により、家庭類型（両親ともにフルタイム、両親のどちらかが未就労等）を把握するとともに、将来的な家庭類型の変化や、いつから保育サービスを利用したいかなどの設問によって、将来的な保育ニーズを推計。

◇保育所等配置基本計画における長期保育ニーズ推計

- ・子ども・子育て支援事業計画における保育ニーズ推計期間はR2～R6であるため、R7以降について保育課で独自に推計を実施。
- ・独自で推計を実施するにあたって、保育ニーズは出生率や有配偶女性就業率の動向により振れ幅が生じやすいことから、以下のパターンにより推計を実施。

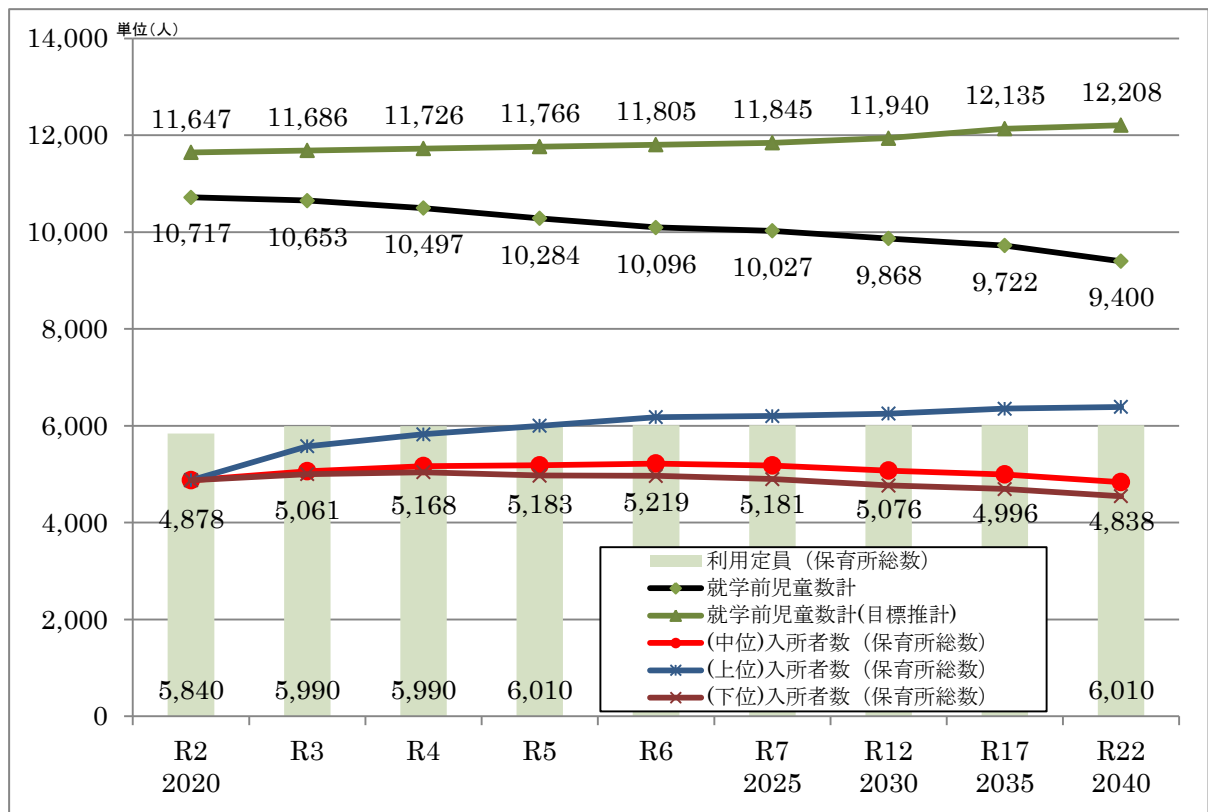
[保育ニーズ推計(3パターン)]

推計区分	人 口	有配偶女性就業率
上位推計	長期人口ビジョンにおける目標推計 ※（出生率はR2=1.8、R6～=1.89とし、施策効果によるさらなる社会増を見込む）	R8(2026)に74.9%まで上昇するものとして推計
中位推計	社人研※1ベースの推計（出生率は1.64程度で推移、社会増は緩やかに減少し、2045年頃に社会減に転じるものと見込む）	R8(2026)に74.9%まで上昇するものとして推計
下位推計	社人研ベースの推計（出生率は1.64程度で推移、社会増は緩やかに減少し、2045年頃に社会減に転じるものと見込む）	R2(2020)推計値69.0%で据え置き

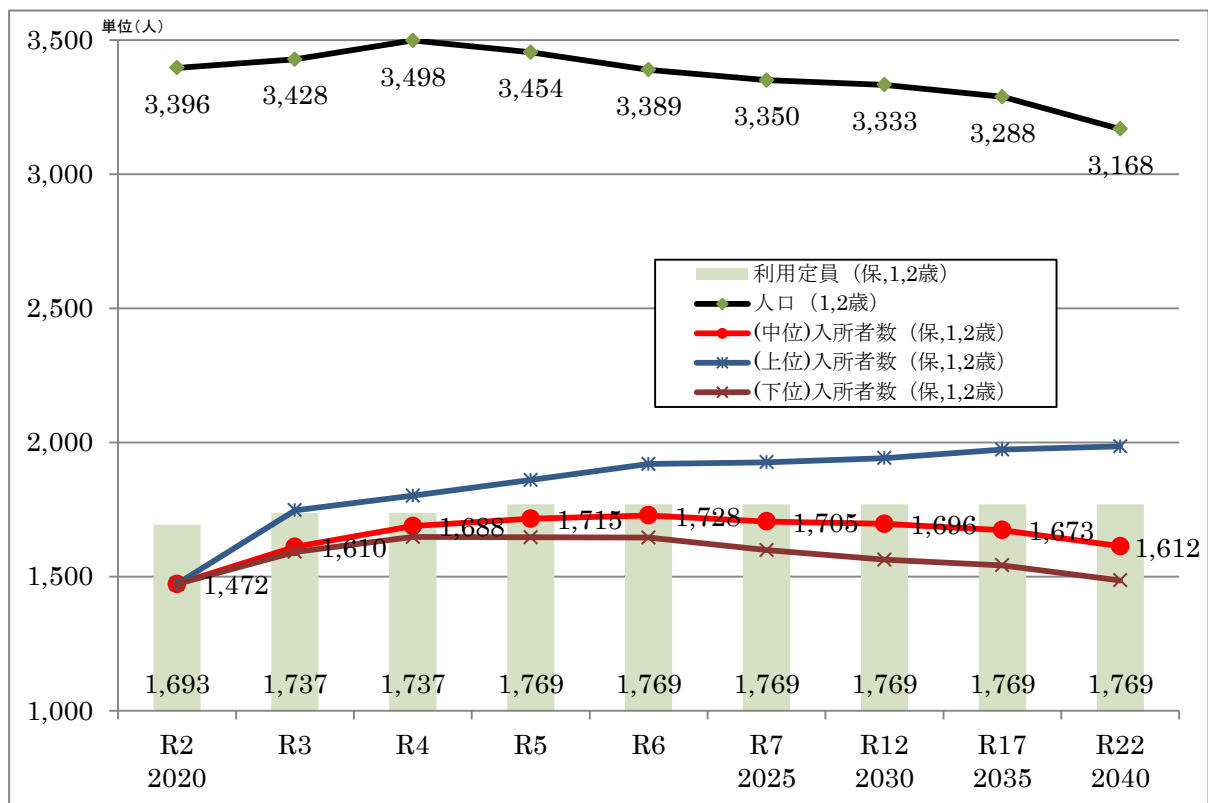
※本計画では原則として中位推計を採用

※1 社人研…国立社会保障・人口問題研究所

[保育ニーズ長期推計(全市・全年齢)]



[保育ニーズ長期推計(全市・1, 2歳児)]



6 各種計画について

(1) 第五次東広島市総合計画（R2～R12）

本市の最上位計画である総合計画では、教育・保育サービスの提供について次のように定められています。

保育所等の施設整備にあたっては、より低年齢での入所希望や、保護者の勤労形態の変化等、さまざまなニーズを踏まえたものとしていく必要があります。

また、近年の多発する自然災害等を踏まえ、保育所等においても、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

◇第五次東広島市総合計画基本構想 まちづくり大綱より抜粋

3－2「乳幼児期における教育・保育の充実及び高い教育力と伝統を活かした学校教育の実践」
子どもたちの健やかな成長のため、乳幼児期における教育・保育を担う人材の資質向上や、幼稚園、保育所、小学校の連携・接続、子育て家庭の養育力の向上に向けた対応を図ります。
（後略）

5－1「災害に強い強靱じんな生活基盤づくりと安全・安心な市民生活の実現」
防災・減災に向けた体制の確立や被災箇所の早期復旧と基盤整備を進め（中略）、安全・安心なまちを目指します。

5－4「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」
妊娠、出産、子育てに関する問題の多様化や、社会的支援を必要とする子どもの増加、勤労形態の変化などに伴い保育ニーズが多様化する中で、子育て家庭、地域、関係団体、行政など、地域の多様な担い手が一体となり、子育て環境が評価されるまちを目指し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、保育環境の充実を図ります。

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）

本計画の上位計画となる第2期子ども・子育て支援事業計画では、以下の施策を推進することとしています。

今後の施設整備にあたっては、教育・保育ニーズ両方の提供が可能な認定こども園への移行や、地域特性を活かした教育・保育サービスを提供していく必要があります。

◇第2期子ども・子育て支援事業計画より抜粋

No.28「施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実」

- ・施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。
- ・幼保連携型認定こども園の普及を図ります。
- ・地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。

No.29「教育・保育環境の充実」

- ・教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。

No.38「地域子育て支援センターの充実」

- ・子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。

（３）第２次公共施設等総合管理計画（R3～に向けて現在策定中）

現在策定作業中の公共施設等総合管理計画では、公共施設に関する基本方針を以下のとおりとしています。

今後の施設整備にあたっては、単に財政的な観点のみで施設の集約、公共施設の延床面積削減を進めるだけでなく、公立・私立の役割分担等を見極めたうえで、必要な施設については計画的に改修や長寿命化等を進めていく必要があります。

◇第２次公共施設等総合管理計画より抜粋

・公共施設（建築物）に関する基本方針

① 将来都市像の実現に向けた施設配置を ICT の進化を見据えて進める

総合計画に基づき、本市の成長と地域の活性化を図るため、必要な行政サービス水準を明確にし、情報通信技術の進歩を見据えた、施設の整備・統廃合等を進めます。

② 施設整備は、公・民・地域の役割分担と協力範囲を明確にした上で行う

必要性和コストの面から、市が直接携わるべき代替不能領域を明確にし、PFI も含めた最適な整備手法と保有形態を選択します。

③ 保有する施設は、ファシリティマネジメントを重視して運用する

余剰スペースを活用した歳入確保、管理運営に係る民間活力の導入、老朽度・利用状況・立地条件・実質的な機能に着目した計画的な予防保全・長寿命化・複合化などを推進します。

（４）第３次地域福祉計画（R2～R6）

保育所等はもとより地域に根差した施設であるとともに、地域の協力や連携等により、よりよい教育・保育サービスを提供することができます。

第３次地域福祉計画では、こうした地域のつながりづくり等について、以下の目標を掲げています。

保育所等ではこれまでも、地域社会とのつながりや地域資源の有効活用により、よりよい教育・保育サービスの提供に努めてきましたが、これまで以上に「地域共生社会の構築の場としての保育所等」や、「地域資源を活用した特色ある教育・保育サービスの提供」について研究を深めていくことが求められています。

◇第３次地域福祉計画計画より抜粋

基本目標２ 地域のつながりづくり

・家族のつながりや近所付き合いが希薄化する中で、あらゆる世代の人が孤立せず人や社会とつながりを持つことができるよう、それぞれのニーズに合った居場所づくりを推進します。

基本目標３ 地域福祉活動を支える環境づくり

・住民自治協議会による地域特性を生かした地域福祉活動が持続、発展するよう支援します。
・地域福祉活動の中心となる社協をはじめ、NPO等の各種団体や、民生委員児童委員等を育成・支援し、地域福祉の向上に努めます。（後略）
・福祉センターや地域センター等地域活動の拠点となる施設が、誰もが集い活動しやすくなるよう、施設の維持管理・利用促進を図ります。

7 今後の教育・保育サービス提供に向けての課題

今後の教育・保育サービスの提供にあたっては、先述の国・県の動向、本市の状況やニーズ推計、上位計画における取組みの方向性等を踏まえ、以下の課題について取り組んでいく必要があります。

(1) 就学前児童の減少及び保育ニーズの偏在化への対応

本市の就学前児童は既に減少傾向にあります。西条町を中心とする一部の地区では、依然として保育ニーズが増加傾向にあります。こうした地区については、定員の拡充等により引き続き保育の受け皿を確保していく必要があります。

一方で、周辺地域においては、保育ニーズの減少が顕著な地区もあります。こうした地区においては、教育・保育サービスの保障を前提としたうえで、集団保育の観点を含め、持続可能な教育・保育サービスの提供について検討していく必要があります。

なお、現状で保育ニーズが増加傾向にある地区においても、そのニーズはいずれ横ばいから減少に転じる見込みであるため、当面の増加する保育ニーズに適切に対応しつつ、将来に向けて過大な施設整備とならないよう取組む必要があります。

(2) 施設の老朽化対策

公立保育所等や一部の私立保育所等では、老朽化が著しい施設があります。

特に公立保育所等では、トイレの洋式化やドライ化が進んでいない施設や、乳児室等の低年齢児に対する設備が不十分な施設、ユニバーサルデザイン※1に対応していない施設、駐車場が少なく送迎等で不便な施設など、施設に関する課題が山積しています。

新たに策定する公共施設等総合管理計画では、公立・私立の役割分担等を見極めたうえで、必要な施設については計画的に改修や長寿命化等を進めていくこととしているため、こうした老朽化の著しい公立保育所等についても、今後計画的に建替えや改修、民営化による新たな施設整備などを進めていく必要があります。

(3) 保育の質の向上

本市はこれまで、教育・保育サービスを必要とするすべての子どもが保育所等に入所できるよう、保育の受け皿の拡大を最優先に取組みを進めてきました。

今後は、増減する保育ニーズに適切に対応していくとともに、保育士のさらなる資質向上や、園庭環境を含めた保育環境の整備、地域特性を活かした特色ある教育・保育サービスの提供等により、総合的に保育の質の向上を図っていく必要があります。

※1 ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍や年齢・性別・能力等の違いに関わらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した施設や設備の設計のこと。

(4) 保育人材の確保・定着

全国的に保育ニーズが増加していることを受け、保育士をはじめとする保育人材の不足が顕著になっています。

本市では、これまでも保育士の処遇改善や、保育支援アドバイザーの支援による離職防止等に取り組んでまいりましたが、今後も保育士の処遇改善や離職防止等により、適切な保育人材の確保を図っていく必要があります。

(5) 障害や疾病等の配慮が必要な子ども、外国籍の子ども等に対する支援

家庭環境に課題のある子どもや、障害、疾病、発達に課題のある子ども、外国籍の子ども等、特に配慮が必要な子どもについて、積極的に受け入れを図っていく必要があります。

特に、公立保育所等については、建築年度の古い施設が多く、ユニバーサルデザイン等の施設整備が不十分であることが多いため、積極的な改修等により、すべての子どもが利用しやすいような保育環境を整えていく必要があります。

(6) 地域の子育て家庭に対する支援

平成30年度に改訂された保育所保育指針では、保育所の役割として入所中の子どもだけでなく、入所する子どもの保護者に対する支援や、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うことなどが明記されています。

本市ではこれまで、子育て支援の中核となる施設として、旧町単位で基幹的保育所を配置してきましたが、今後は、子育て支援センターをはじめ、すべての保育所等においてこうした役割を担っていく必要があります。

(7) 自然災害や感染症のリスク増加への対応

近年、全国的に集中豪雨などによる自然災害が多発しているほか、保育所等ではその性質上、常に様々な感染症のリスクを抱えています。

そのため、ハード・ソフトの両面から、自然災害や感染症リスクへの対応を図っていく必要があります。

(8) 地域共生社会の構築

本市には、高齢者、障害者、外国人、子どもなど、様々な立場の人が生活していますが、従来の制度・分野ごとの縦割りや、制度の支え手・受け手という関係を超え、地域が丸ごとつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや、地域をともに創っていく「地域共生社会」の構築が求められています。

保育所等においても、こうした社会の実現に向けてその一翼を担っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

保育所保育指針、第五次東広島市総合計画等の上位計画を踏まえ、本計画の目指すべき姿を以下のとおりとします。

目指すべき姿

教育・保育サービスを必要とするすべての子どもが、必要な時に、必要な場所で、適切な教育・保育サービスを受けることができます。

2 取組みの方向性

前項における目指すべき姿を達成するため、前章で示した課題を踏まえ、以下の取組みを推進していきます。

(1) 教育・保育サービス保障の観点等を踏まえた施設整備の推進

教育・保育サービス保障のため、また、保育の質の向上や自然災害への対応のため、それぞれ適切に施設整備を推進していきます。

なお、具体的な取組内容については、「6 保育所等の配置・整備に関する基本方針」で記載します。

(2) 私立保育士等の処遇改善

保育人材の確保・定着及び保育の質の向上のため、私立の保育士等について引き続き処遇改善を図っていきます。

(3) 公立、私立の連携による研修体制の構築

保育の質の向上等のため、公立・私立の連携による研修体制の構築を図ります。

なお、研修はいわゆる座学のみではなく、公開保育等により他園の実際の保育の姿を見つつ、自園の取組みにも活かせるような実践的な研修を行うなど、工夫を図っていきます。

(4) 地域特性を活かした特色ある教育・保育サービスの提供

本市には、緑豊かな里山や美しい田園風景、瀬戸内海の多島美を臨む海岸線など、風光明媚な自然環境があり、平地部における稲作、地下水を利用した酒造業、海の恵みを活かした漁業など、さまざまな地域特性があることから、第五次東広島市総合計画では、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、「地域別計画」を策定しています。

保育所等においても、こうしたまちづくりの一翼を担うとともに、各地域の地域資源

を日々の教育・保育に積極的に取り入れるなど、特色ある教育・保育サービスの提供を図っていくことで、保育の質向上に資するとともに、周辺部の教育・保育サービスの利用を促進していきます。

(5) 地域子育て支援センター等の機能充実

子育て支援センターを中心に、保育所等の入所の有無にかかわらず、保育所等の場の提供等を通じて、子どもと子育て家庭が地域とつながりあい、必要な支援を受けながら安心して子育てができるようサポートしていきます。

(6) 私立保育所等に対する補助事業見直し

私立保育所等に対する補助事業の内容や事業費、事業効果等を見極め、必要に応じてその見直しを図ります。

(7) 幼保こ小連携のさらなる推進

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う交流・連携の場を充実させ、幼保小の接続を見通したカリキュラムの編成を図っていきます。

(8) 保育支援アドバイザーによる巡回相談の強化

保育士等の離職防止及び保育の質の向上のため、各保育所等を巡回し、若手保育士等の相談援助を行う保育支援アドバイザーを引き続き配置します。

(9) ICT等を活用した働き方改革の推進

ICT等を活用した働き方改革により、保育士等の定着や離職防止を図ります。

(10) ひろしま自然保育認証制度の活用

「ひろしま自然保育認証制度」は、自然体験活動を計画的・継続的に取り入れて、教育・保育を行っている団体を、広島県独自の基準により認証する制度です。

近年、こうした自然体験活動の充実に対するニーズが増加しているため、本市としても、こうした制度の活用を促進していきます。

(11) ハタラクほいくひろしま等を活用した各施設の魅力発信

「ハタラクほいくひろしま」は、保育士として働く姿をイメージし、保育士への夢を叶えるための、私立認可保育施設の情報サイトとして広島県が運営するものです。

本市としても、こうした広島県の取組みと連携し、私立保育所等の魅力発信を促進していきます。

3 【参考】課題と取組みの方向性の関係

これまでに示した教育・保育サービスの提供にあたっての取組むべき課題と、今後の取組みの方向性についての関係性を以下のとおりまとめました。

本計画は主にハードに関する計画であることから、次項以降では「1 教育・保育サービス保障の観点等を踏まえた施設整備の推進」を中心に取組みを記載します。

〔教育・保育サービス提供にあたっての課題と取組みの方向性〕

課題 取組みの方向性		1	2	3	4	5	6	7	8
		教育・保育サービスの 偏在化への対応	施設の老朽化対策	保育の質の向上	保育人材の確保 ・定着	配慮が必要な子ども に対する支援	地域の子育て家庭に 対する支援	自然災害等の リスクへの対応	地域共生社会の 構築
1	教育・保育サービス保障の 観点等を踏まえた施設整備の 推進	◎	◎	◎		○	○	◎	○
2	私立保育士等の処遇改善			◎	◎				
3	公立、私立の連携による研修 体制の構築			◎	○	○	○	○	
4	地域特性を活かした特色ある 保育サービスの提供			◎			○		○
5	地域子育て支援センター等の 機能充実						◎		○
6	私立保育所等に対する補助事 業見直し				○	◎			
7	幼保こ小連携のさらなる推進			○					
8	保育支援アドバイザーによる 巡回相談の強化			◎	◎	○			
9	ICT等を活用した働き方改革 の推進			◎	◎				
10	ひろしま自然保育認証制度の 活用			○			○		
11	ハタラクほいくひろしま等を 活用した各施設の魅力発信				○		○		

※課題解決にあたって、直接的な効果が見込まれる取組みに◎を、関連のある取組みに○を記載しています。

4 教育・保育サービス提供における公立・私立の役割

教育・保育サービスは、公立保育所等の運営及び私立保育所等への委託、施設型給付及び地域型給付により提供しています（認定こども園及び小規模保育事業を含む）。

前項までに示した取組みをより効果的に推進するためには、公立・私立がそれぞれの特性を活かし、適切な形で役割分担及び連携を図っていく必要があります。

本項では、教育・保育サービスの保障や特色ある教育・保育サービスの提供といった観点から、公立・私立の主な役割について示します。

[教育・保育サービスの提供における公立・私立の主な役割について]

区分	主な役割	内 容
公立	教育・保育サービスの保障	・教育・保育を必要とするすべての子どもに、適切な教育・保育サービスを提供します。 ・特に、家庭環境に課題のある子どもや、障害、発達に課題のある子ども、外国人であって言語や生活習慣に特別な配慮が必要な子どもなどで、様々な事情により私立での受入れが難しい場合等は、公立による積極的な受入れを実施します。 ・また、周辺地域等の教育・保育ニーズが減少している地域であっても、必要な教育・保育サービスについては公立により保障します。
	教育・保育サービス量の全体調整	・保育を必要とするすべての子どもが入所できるよう、教育・保育サービス量の全体調整を図ります。
	待機児童の解消	・私立保育所等と連携し、待機児童の解消に努めます。
	一定水準の教育・保育サービス提供	・保育所保育指針等に基づき、一定水準の教育・保育サービスを提供します。
	保育の質向上のための取組み実施	・子どもの豊かな経験を育む保育環境を構築するとともに、保育士の資質向上等により保育の質の向上を図ります。 ・保育の質向上のための取組みについては、私立の保育所等と連携して実施します。
	地域の子育て家庭に対する総合的な支援	・私立と連携し、地域子育て支援センター等による相談援助を行います。 ・課題の大きな世帯や、ニーズが顕在化していない世帯については、地域すくすくサポート等との連携により、アウトリーチ※1等によるより積極的な支援を実施します。
私立	教育・保育サービスの量の確保	・市内中心部等、教育・保育ニーズが増加している地域については原則として私立による教育・保育サービスを提供します。
	特色ある教育・保育サービスの提供	・特色ある教育・保育サービスを提供することで、保護者のさまざまなニーズに応えます。
	保育の質向上のための取組み実施	・各園が展開する保育の質向上のための取組みを継続するとともに、公立との連携によりさらなる保育の質向上を図ります。
	地域の子育て家庭に対する支援	・地域すくすくサポートと連携しつつ、地域子育て支援センターによる子育て支援を実施します。

※1 アウトリーチ…支援が必要であるにもかかわらずその支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が積極的に働きかけて支援を届けようとする取組み等

5 【参考】基幹的保育所の廃止について

平成21年に策定した保育所適正配置基本構想では、各地区の子育て支援の中核的な役割を担う保育所として「基幹的保育所」(原則として公立保育所による)を位置づけてきました。

基幹的保育所は、保育サービスの保障や、子育て親子相互の交流機会の提供などの役割を担ってきましたが、現状では、保育サービスの保障は基幹的保育所を含むすべての公立保育所等で担っており、また、子育て支援サービスの提供については、地域子育て支援センターを設置している私立保育所等においても大きな役割を担っています。

また、平成30年度の保育所保育指針の改訂により、これまで基幹的保育所が担うこととしていた「すべての子育て家庭に対する相談、情報提供の支援」等については、特定の保育所等ではなく、すべての保育所等が担っていくことになりました。

こうした背景や現状を踏まえ、基幹的保育所としての特別の位置づけは不要のため、基幹的保育所を廃止することとし、今後は公立・私立の連携により、これまで以上に受入れ体制、子育て家庭に対する支援体制等の充実を図っていきます。

〔基幹的保育所が担ってきた役割の今後の提供体制について〕

基幹的保育所が担ってきた役割	今後のサービス提供体制
地域における保育サービス提供の保障 (家庭環境、障害、発達に課題のある児童、外国籍等)	公立・私立の連携により受入れ体制を構築しますが、私立での受入れが困難な場合は、公立でサービスの保障をします。
体調不良児への対応、食の安全など児童の健康面に配慮したサービスの提供	公立・私立で連携してサービスを提供します。
子育て親子相互、子育て親子と地域住民などの交流機会の提供	地域子育て支援センターを中心にサービスを提供します。
すべての子育て家庭に対する相談、情報提供等の支援	地域子育て支援センターを中心にサービスを提供します。 ただし、課題の大きな世帯や、ニーズが顕在化していない世帯については、こども家庭課や地域すくすくサポート等との連携により、アウトリーチ等によるより積極的な支援を実施します。
関係機関(小学校、療育機関)との連携、調整等	それぞれの保育所等が実施します。



写真：ひろしま自然保育認証制度を活用して自然保育を進めている施設の園庭
(認定こども園さざなみの森)



写真：限られた園庭環境の中で、工夫しながら遊んでいる園児の様子（川上中部保育所）

6 保育所等の配置・整備に関する基本方針

これまでの検討を踏まえ、今後の保育所等の配置・整備に関する基本方針を以下のとおりとします。

基本方針 1 保育ニーズの増加が見込まれる地域における基本的な考え方

保育ニーズが増加している地区については、主に私立保育所等の施設整備により、保育の受け皿の確保を図っていきます。

主な整備手法としては、増築等による既存施設の受け皿拡大、小規模保育事業の新設、認可外施設の認可施設移行支援、幼稚園の認定こども園への移行支援、公立保育所の民営化等が挙げられます。

なお、将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、施設の新設等は極力行わないなど、過大な施設整備とならないよう留意します。

また、市内各地区における一定水準の保育サービスを保障するため、旧町単位で最低1か所は公立保育所等を維持することとします。

基本方針 2 保育ニーズの減少が見込まれる地域における基本的な考え方

保育所等は、日々の遊びや集団生活の中で人と関わりあうことを通じ、互いを認め合い、時には違いを感じつつ、自分らしさを発見したり、信頼関係を構築していったりするような生活の場です。こうした役割を果たすためには、施設として一定の規模であることが望ましいと考えられます。

保育ニーズが減少している地区では、こうした考え方から、目安として利用人数20人未満※1となる施設（ただし小規模保育事業を除く）を中心に、施設の集約化等について検討します。

ただし、市内各地区における一定水準の保育サービスを保障するため、旧町単位で最低1か所は公立保育所等を維持するとともに、特色ある保育サービスの提供等により、こうした公立保育所等が一定の利用者を確保できるような取組みを進めていきます。

※1 20人未満…認可保育所の要件として「定員20人以上」とされていることから、施設の集約化の目安を20人未満としています。また、利用人数が20人未満の場合、各クラス年齢の平均在籍児数が2～3人程度となり、前段にある「日々の遊びや集団生活の中で（中略）信頼関係を構築していったりする生活の場」としての保育所の役割を果たすことが困難になっていくことも集約化の理由の一つです。

基本方針 3 保育所等の建替え・改修等に関する基本的な考え方

施設の老朽化対策のため、耐用年数を超過した施設を中心に、順次施設の建替え・改修等を進めていきます。

特に、公立保育所等については、多くの施設が建替えまたは改修の時期を迎えているため、基本方針 1、2 の検討により公立保育所等として維持することとした施設については、可能な限り早期の対応を図っていきます。

なお、建替えや改修等に当たっては、単に現在の機能を維持するだけでなく、以下の項目に留意し、教育・保育サービスの向上に努めることとします。

① 保育環境の改善

トイレの洋式化・ドライ化、低年齢児受入れのための施設整備、開放廊下への雨の吹き込み対策、園庭環境の向上、送迎用駐車場の確保等

② 配慮が必要な子ども等の受入れ

ユニバーサルデザインに配慮した設計等

③ 地域の子育て家庭に対する支援・地域共生社会の構築

これらの機能を発揮できるような場所の確保・工夫等

④ 施設のファシリティマネジメント

余剰施設の活用や、複合化等（支所・学校施設等）による施設のさらなる有効活用、また施設の有効活用を通じた教育・保育サービスの向上

基本方針 4 認定こども園への移行促進

既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行（調理室の設置等の施設整備を含む）を支援します。

基本方針 5 小学校区を考慮した施設の配置

施設の配置や整備にあたっては、各地区において保育ニーズが充足できるかどうかの視点のみではなく、小学校区を考慮したうえで配置場所や規模の検討を行います。

※ 1 ファシリティマネジメント…企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。土地、建物、構造物、設備等のすべてを経営にとって最適の状態にすること。

第4章 地区別保育所等整備計画

1 西条北部地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の中央に位置し、西条駅を中心に中心市街地が形成されています。就学前児童については、地区全体としては既にピークを越え、今後は横ばいから緩やかに減少していくことが見込まれていますが、寺家駅を中心として、積極的に宅地開発が進んでいるエリアもあります。また、中心市街地ではマンションの建設も継続しており、保育ニーズの動向について常に注視しなければならない地区です。

年度途中の入所や、1，2歳児の入所は極めて難しい状況が継続しており、特に1，2歳児の受入れ枠拡大については喫緊の課題となっています。

また、寺西保育所は老朽化が著しく、早期の対応が必要となっています。

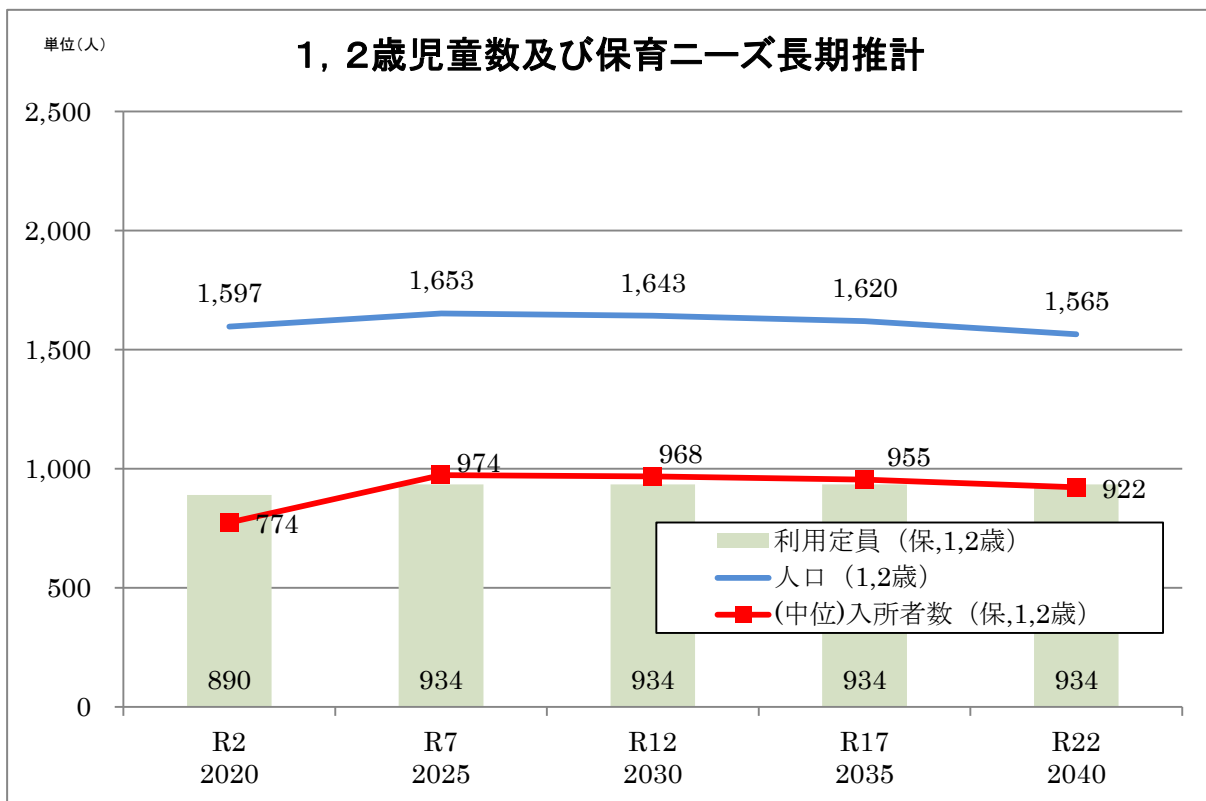
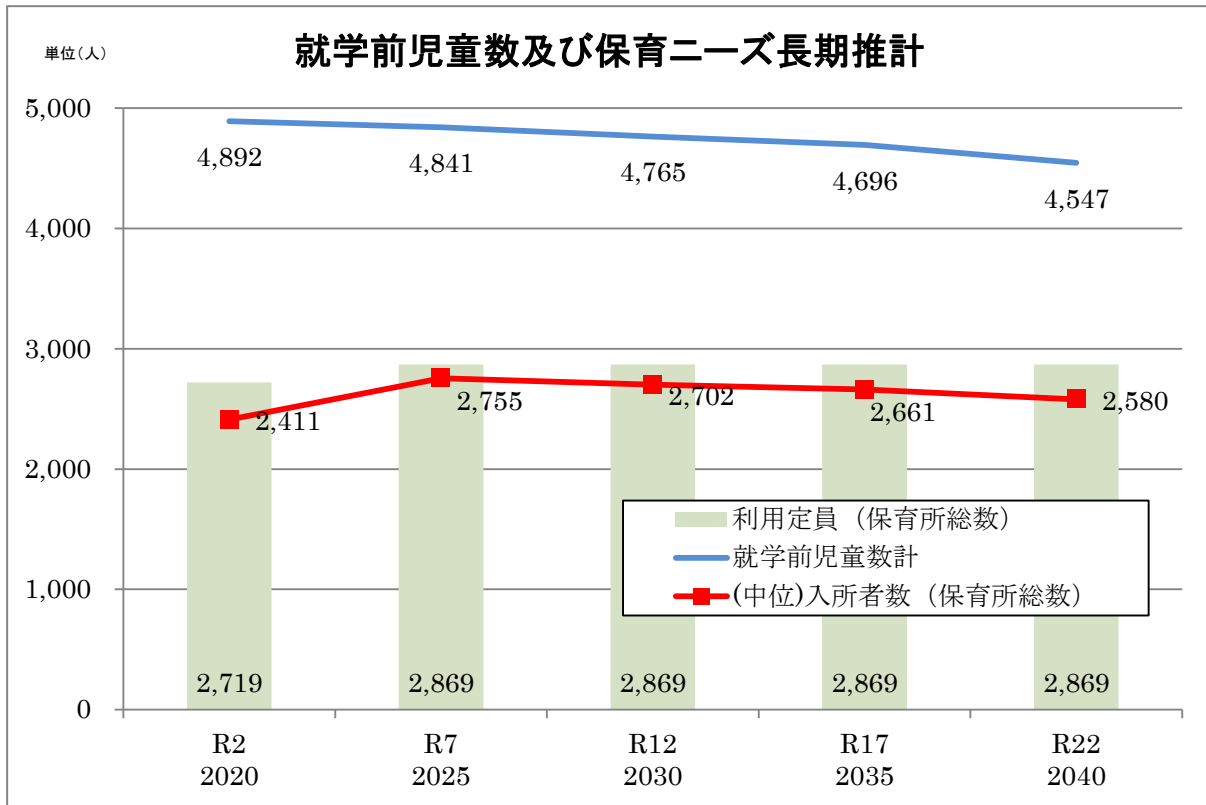
(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
西条北部	公立	寺西保育所	保	142		96	46	S46	軽 S
	公立	西条東保育所	保	110		83	27	S49	RC
	私立	青雲保育園	保	150		90	60	H31	RC
								H11	RC
	私立	玉法保育園	保	100		50	50	S54	W
								S57	RC
								H24	W
	私立	認定こども園愛育園	保認	190	5	100	85	H14	RC
	私立	西条みづき認定こども園	幼保	78	15	36	27	H14	S
	私立	あい保育園西条中央	保	90		54	36	H22	軽 S
	私立	あおぞらキッズスクール	保	30			30	H22	軽 S
	私立	あい保育園西条東	保	90		54	36	H23	軽 S
	私立	西条あおい保育園	保	120		69	51	H25	RC
	私立	あい保育園寺家	保	120		66	54	H27	軽 S
	私立	オーエヌ第1保育園	保	80		60	20	H27	軽 S
	私立	あい保育園広島大学前	保	130		82	48	H27	軽 S
	私立	西条にじいろ保育園	保	82		42	40	H28	RC
	私立	あい保育園寺西	保	150		90	60	H28	軽 S
	私立	認定こども園さざなみの森	幼保	300	210	54	36	H23	軽 S
	私立	認定こども園サムエル西条こどもの園	保認	255	10	150	95	H23	RC
	私立	認定こども園みそのうこばとの森	幼保	190	30	90	70	H25	RC
	私立	あおい保育園	保	180		120	60	H31	RC
	私立	認定こども園さざなみの森ノイエ(分園)	幼保	22			22	R2	W
	私立	桜が丘認定こども園	保認	147	5	85	57	R2	W
	私立	(仮称)みそのうにじいろ保育園	保	200		120	80	R3	W
	私立	(仮称)みそのうかえでの森	小規模	12			12	R3	W
合計				2,968	275	1,591	1,102		

※西条東保育所は現在建替え中であり、令和3年6月新園を開所予定。

(3) 保育ニーズ長期推計



※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

※全市的に1, 2歳児の受入れが不足しているため、1, 2歳児のみを抽出したグラフを同時に掲載している(以下同)。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・地区全体としてはR7頃にピークを迎え、その後横ばいから緩やかな減少に転じると見込まれます。 ・寺家駅を中心とするエリアでは、今後も一定の保育ニーズの伸びが見込まれています。 ・中心市街地を中心にマンションや戸建住宅の建設が継続しており、開発動向について常に注視が必要な地区です。 ・1，2歳児については、現状でも入所が難しい状況となっていますが、今後の保育ニーズの伸びにより、R7には定員不足になるものと見込まれます。
整備の方向性	・既存施設の低年齢児枠拡大や小規模保育事業の推進、幼稚園の認定こども園化促進等により、1，2歳児の枠拡大を図ります。 ・3歳児以上については、保育ニーズの減少局面を見据え、可能な限り現状の体制で受入れを行います。 ・上記の整備によっても保育の受け皿が不足する場合は、私立による新設園の開設についても検討します。
公立	・西条東保育所は建替えを進めており、令和3年6月に新園を開所予定です。新園では、0～2歳児の枠を拡大することとしています。 ・寺西保育所は老朽化が深刻であることから、早期に建替えまたは大規模改修を実施します。 建替えまたは改修にあたっては、寺西保育所が西条北部地区における数少ない公立保育所であることや、西条駅北側をはじめとする地域に新たな保育ニーズの高まりがみられること、地区全体で大きく不足している1，2歳児の受入れ枠を増やすことが求められていること等を総合的に勘案し、対応する必要があります。
私立	・既存施設の低年齢児枠拡大や小規模保育事業の推進、幼稚園の認定こども園化促進等により、1，2歳児の枠拡大を図ります。



写真：建築中のみそのうにじいろ保育園

2 西条南部地区

(1) 保育所等の概要

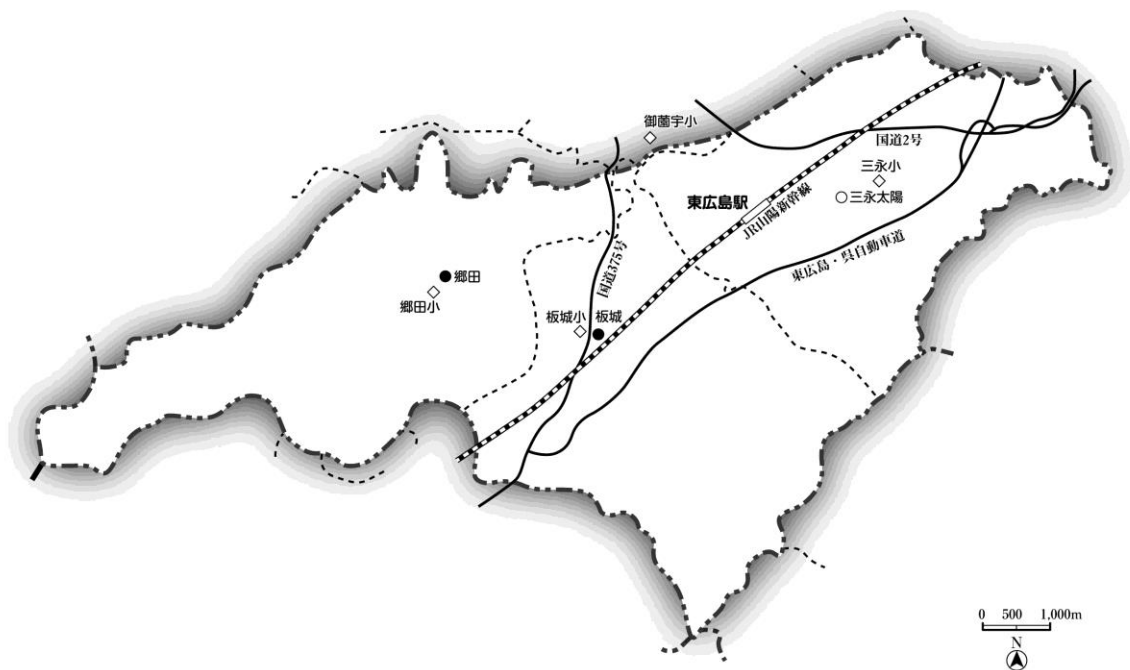
本地区は、市の中心部の南側に位置し、利便性の高い市街地が形成されています。

就学前児童については緩やかに伸びていますが、令和7年ごろにはピークを迎え、その後は横ばいから緩やかに減少していくことが見込まれています。

地区全体として慢性的に定員不足傾向にあり、年度途中の入所や、1，2歳児の入所は極めて難しい状況が続いています。特に、1，2歳児の受入れ枠拡大については喫緊の課題となっています。

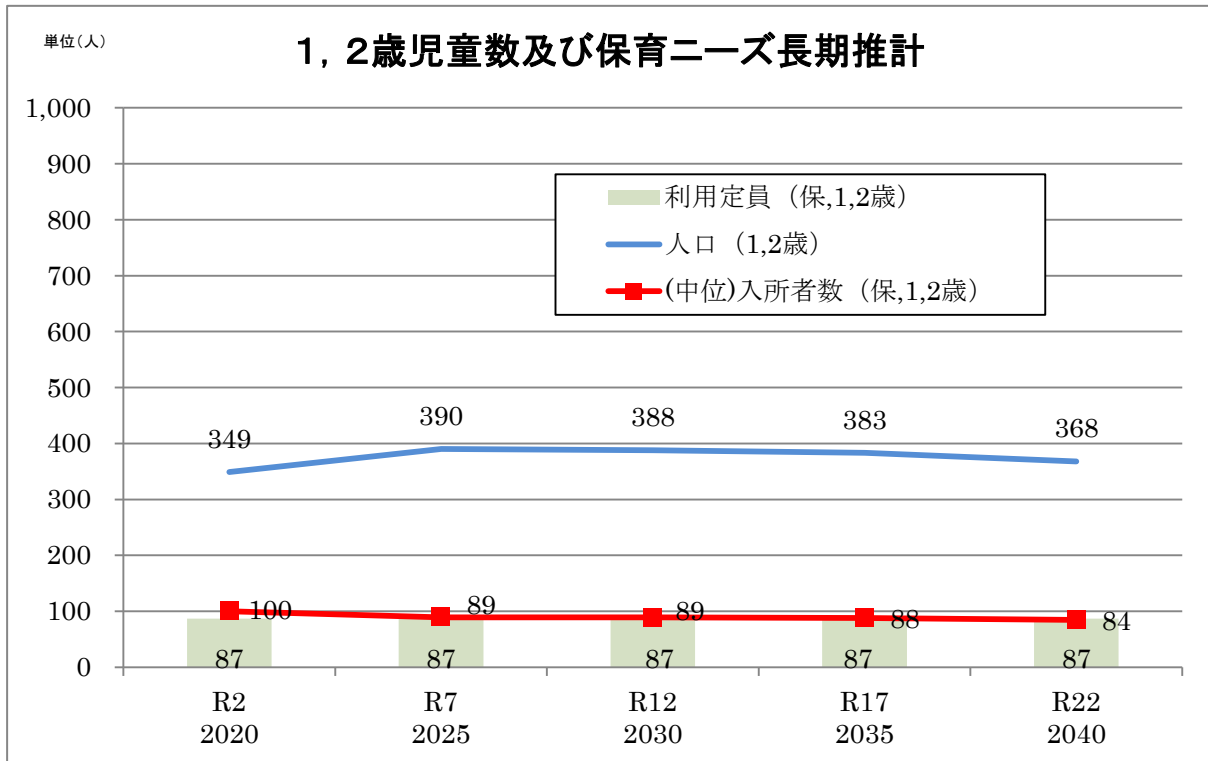
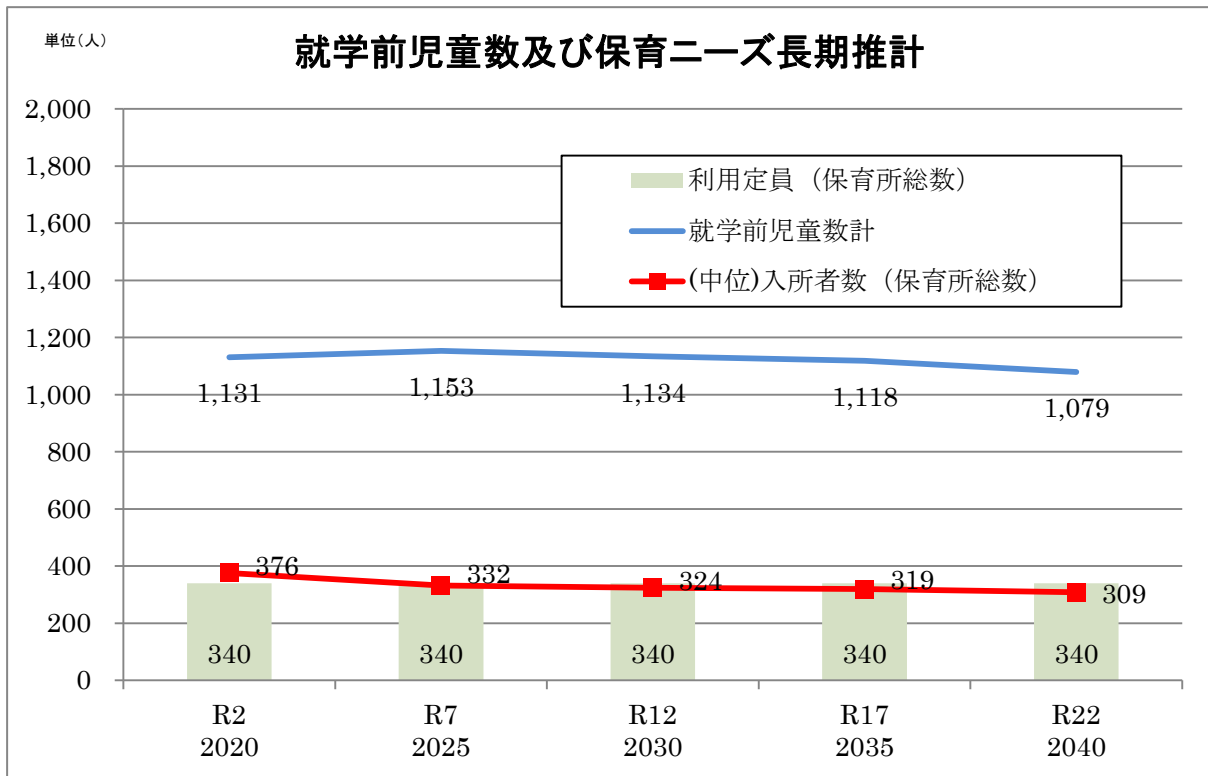
郷田保育所は老朽化が著しく、早期の対応が必要となっています。

(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
西条南部	公立	板城保育所	保	110		86	24	H3	RC
	公立	郷田保育所	保	80		62	18	S48	S
	私立	三永太陽保育園	保	150		90	60	H27	S
合計				340		238	102		

(3) 保育ニーズ長期推計



※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・ 地区全体として、慢性的に定員不足傾向が続いています。 ・ 1，2歳児については、現状でも入所が難しい状況となっていますが、今後の保育ニーズの伸びにより、R7には定員不足になるものと見込まれます。
整備の方向性	・ 施設更新のタイミングで、定員拡充等を検討します。 ・ 公立保育所については、それぞれ民営化を検討することとし、民営化後の地域における公立保育所の役割は、同町内にある西条東保育所等によって担うこととします。
公立	・ 郷田保育所は老朽化が著しいことに加え、定員（80人）に対し入所が過剰（R2.4…99人）であることから、同敷地を活用した民営化（民間事業者による施設整備）を推進します。 民営化にあたっては、1，2歳児の受入れ枠を拡大するなど、本地区の保育ニーズを踏まえたものとします。 ・ 板城保育所は築年数が比較的浅く、今後も一定の入所者が見込まれるため、施設の維持修繕を図りながら、同敷地を活用した民営化（施設を民間に譲渡して運営を委託）を検討します。 ただし、本地区では郷田保育所も民営化を推進することから、板城保育所民営化の時期については、地区全体の保育ニーズ等を慎重に見極めたうえで行う必要があります。
私立	・ 既存施設により運営します。



写真：特色ある保育サービスである「担当制保育」を提供する様子（三永太陽保育園）

3 八本松地区

（１）保育所等の概要

本地区は、市の西部に位置し、八本松駅周辺に市街地が形成されています。また、川上地区を中心に、新たな住宅団地の形成が進んでいます。

就学前児童については横ばいから緩やかな減少傾向にあり、保育ニーズは令和7年頃にピークを迎え、その後は横ばいから緩やかに減少していくことが見込まれています。

地区全体としては、特に1，2歳児が定員不足傾向にあり、その対応が必要となっています。

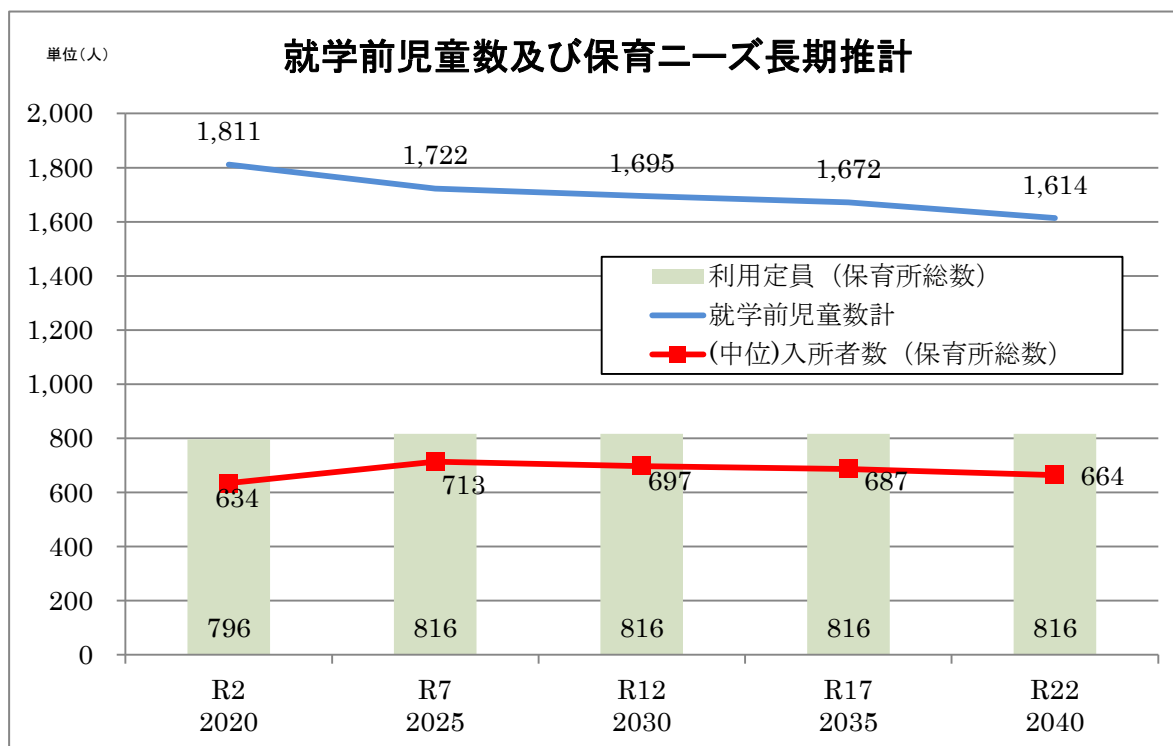
川上西部保育所は、令和５年度を目途に八本松中央幼稚園と同時に民営化することで調整中です。また、川上中部保育所、川上東部保育所、原保育所は特に老朽化が著しく、その対応が喫緊の課題となっています。

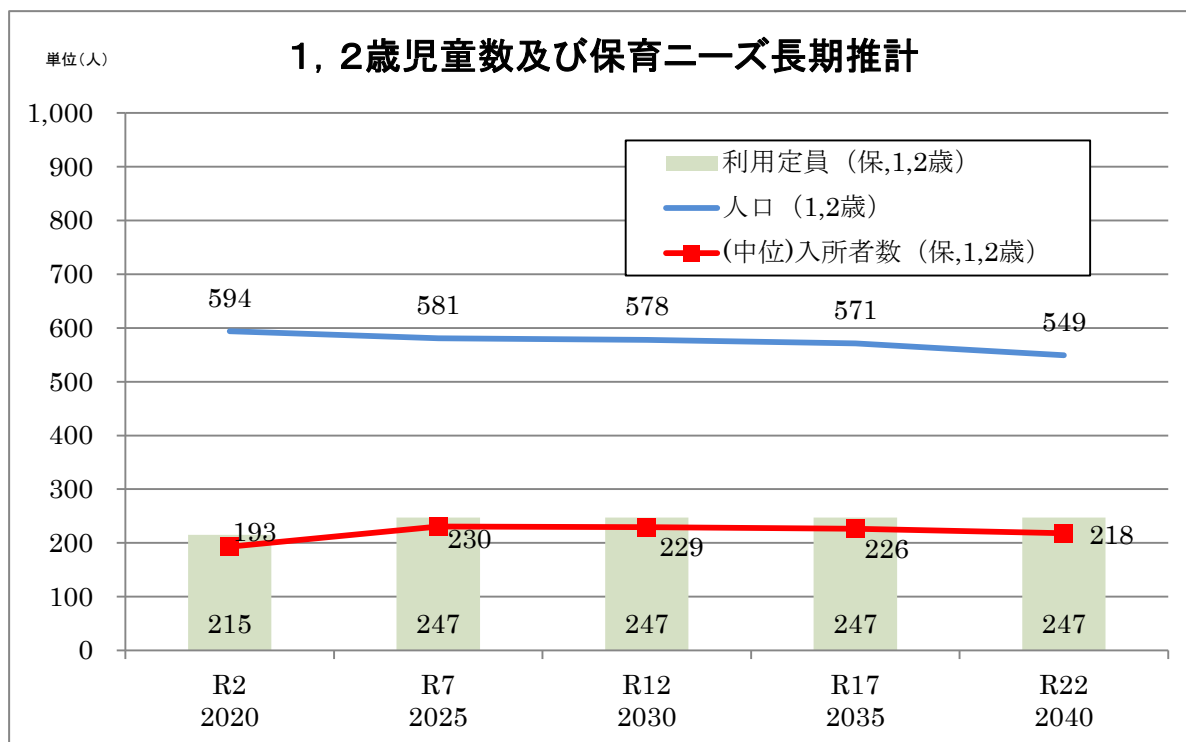
(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
八本松	公立	吉川保育所	保	30		24	6	S56	RC
	公立	原保育所	保	80		55	25	S53	RC
	公立	川上西部保育所	保	140		110	30	S46	W
	公立	川上東部保育所	保	90		60	30	S47	W
								S53	軽 S
	公立	川上中部保育所	保	115		91	24	S49	軽 S
								S63	S
	私立	認定みょうとくこども園	幼保	130	10	75	45	H11	RC
	私立	八本松あおい保育園	保	120		69	51	H18	W
	私立	認定こども園アザレアキッズステーション	幼保	86	20	30	36	H28	W
	私立	八本松みづき認定こども園	幼保	137	39	59	39	H28	S
	私立	めばえ保育園	小規模	19			19	H28	軽 S
	合計			947	69	573	305		

(3) 保育ニーズ長期推計





※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・地区全体としてはR7頃にピークを迎え、その後横ばいから緩やかな減少に転じると見込まれます。 ・1, 2歳児については、今後も定員不足傾向が継続するものと見込まれます。
整備の方向性	・各施設の施設更新のタイミングで、1, 2歳児の受入れ枠拡大を図ります。
公立	・川上西部保育所は、令和5年度を目途に八本松中央幼稚園と同時に民営化（認定こども園の整備）することで調整中です。 ・川上中部保育所、川上東部保育所は老朽化が著しく、早期の対応が必要なことから、別敷地による民営化を推進します。 ・原保育所は公立を維持するとともに、老朽化が著しいことから、敷地の検討も含めた建替え又は改修を推進します。 ・吉川保育所は、当面公立保育所を維持します。
私立	・既存施設により運営するとともに、公立の民営化のタイミングで、私立による新たな施設を整備します。

4 志和地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の西部に位置し、瀬野川福富本郷線及び東広島白木線の沿道を中心に、農地と住宅が混在する集落が形成されています。

就学前児童については減少傾向にありますが、他地域（主に八本松地域）からの通園があり、一定の保育ニーズを保っています。

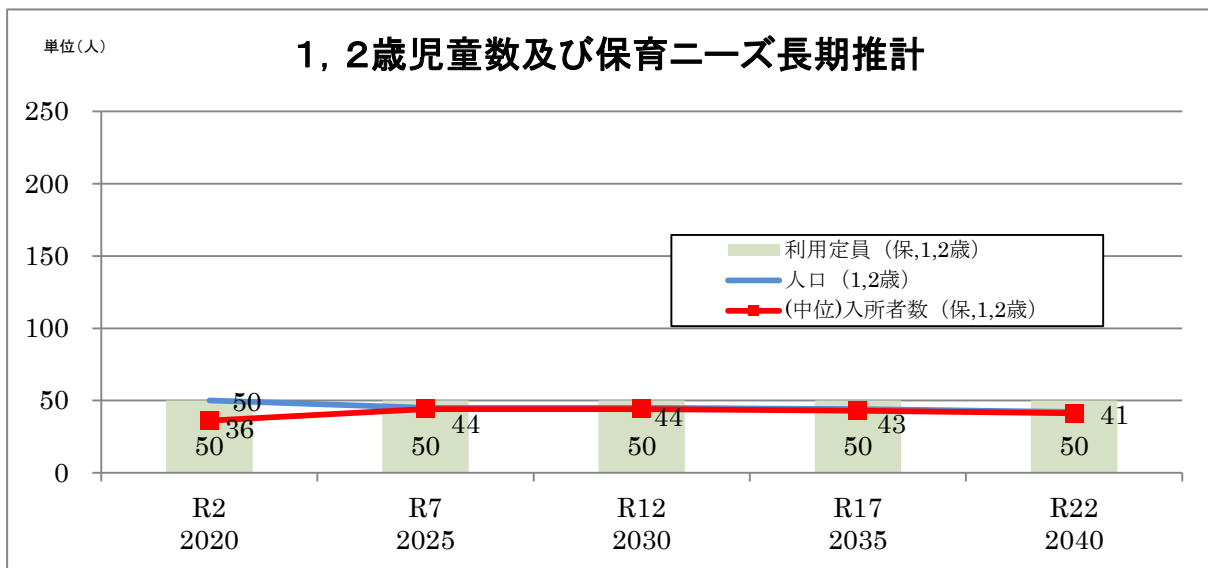
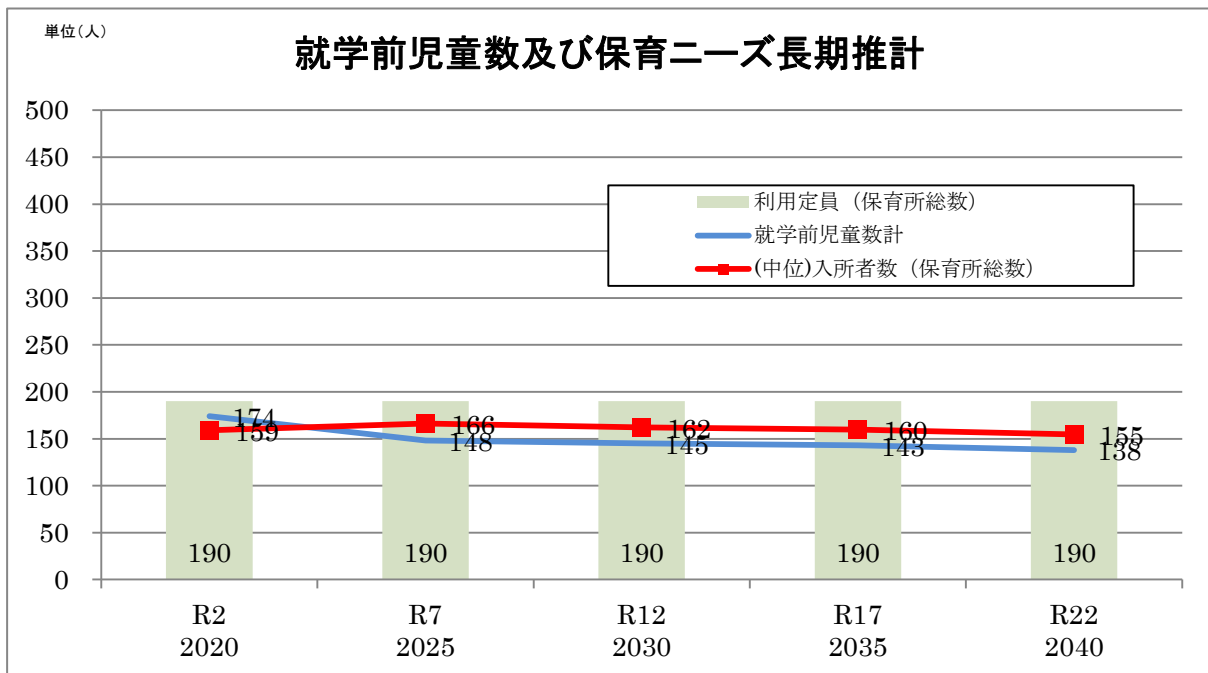
志和堀保育所は老朽化が進んでおり、適切な時期に改修が必要となっています。

(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
志和	公立	志和堀保育所	保	30		24	6	S55	RC
	私立	東志和保育園	保	70		40	30	H24	RC
	私立	志和龍城認定こども園	保認	60	5	37	18	H14	W
	私立	西志和中央保育園	保	60		45	15	H5	RC
	合計			220	5	146	69		

(3) 保育ニーズ長期推計



※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・現状の定員で保育ニーズに対応可能と見込まれます。
整備の方向性	・既存施設により運営するとともに、適切な時期に改修等を実施します。
公立	・志和堀保育所は公立を維持し、適切な時期に改修を実施します。
私立	・既存施設により運営します。

5 高屋地区

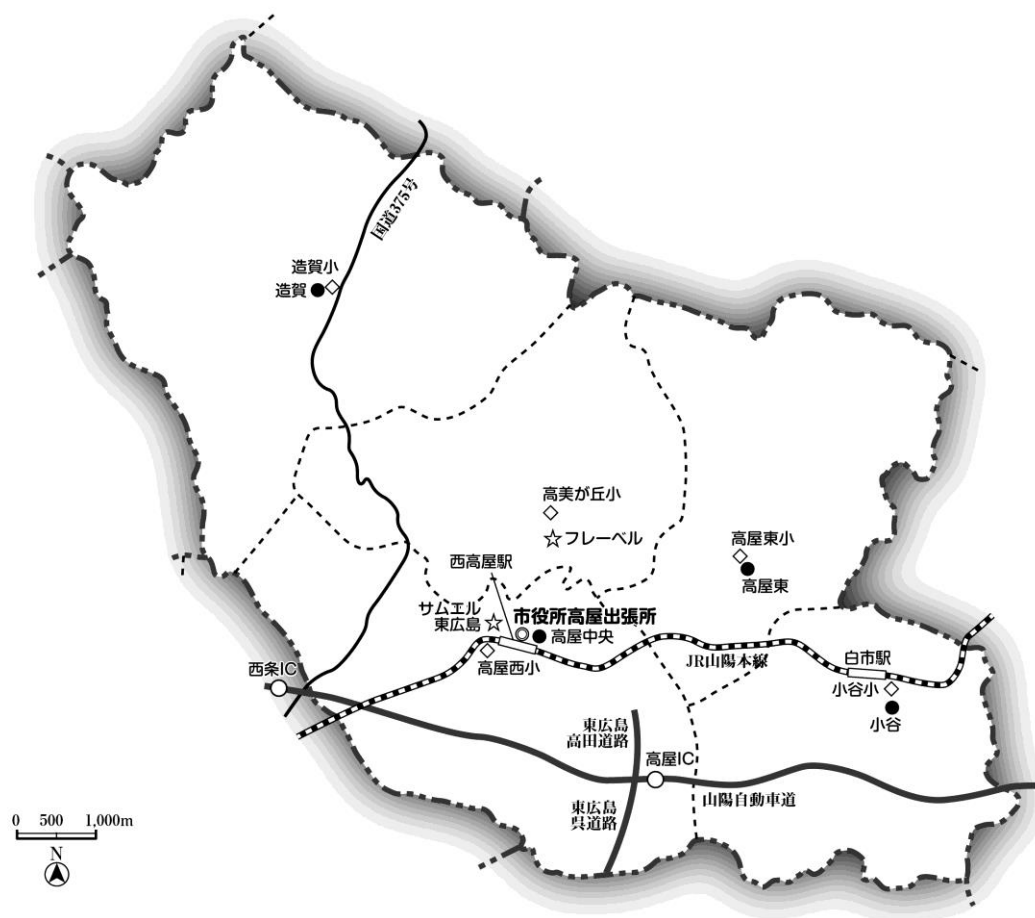
(1) 保育所等の概要

本地区は、市のやや東寄りに位置し、西高屋駅を中心に拠点地域が形成されています。

就学前児童については減少傾向にあるとともに、保育ニーズは横ばいから緩やかな減少傾向にあります。

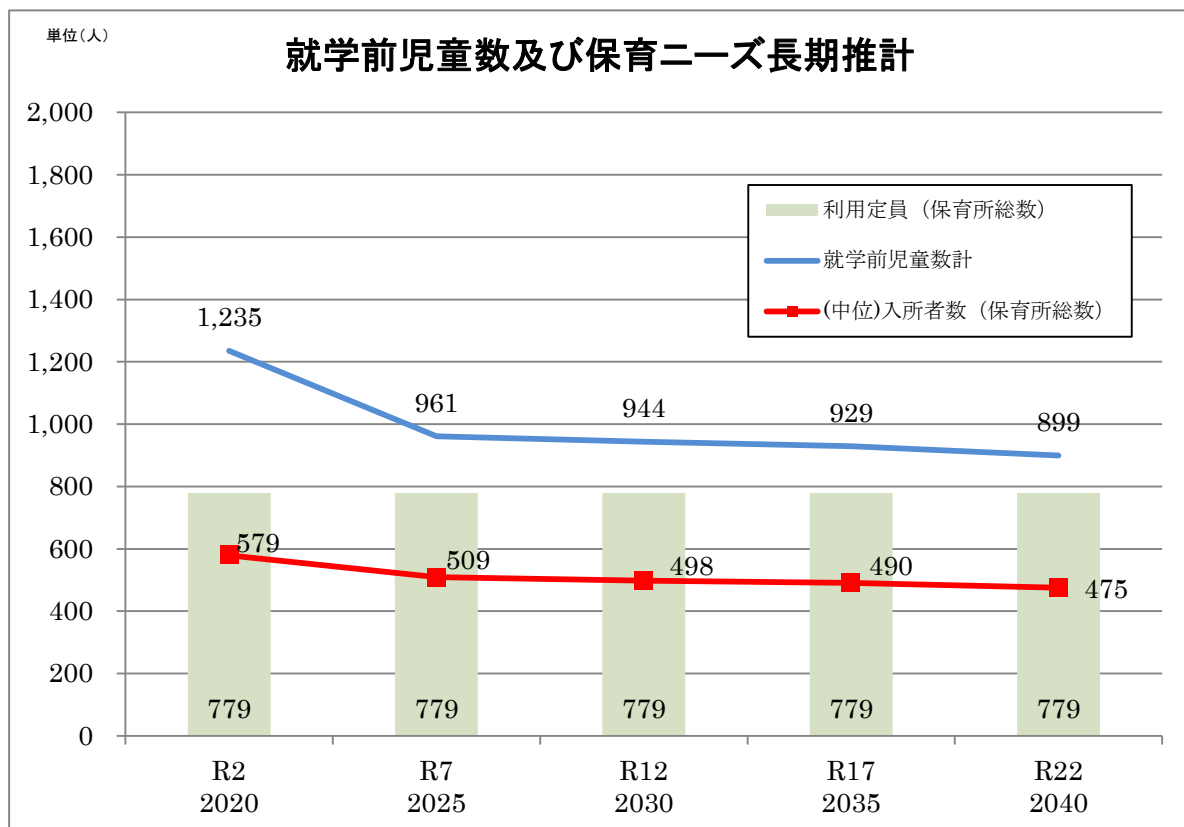
公立保育所はいずれも老朽化が進んでおり、老朽化対策が必要となっています。

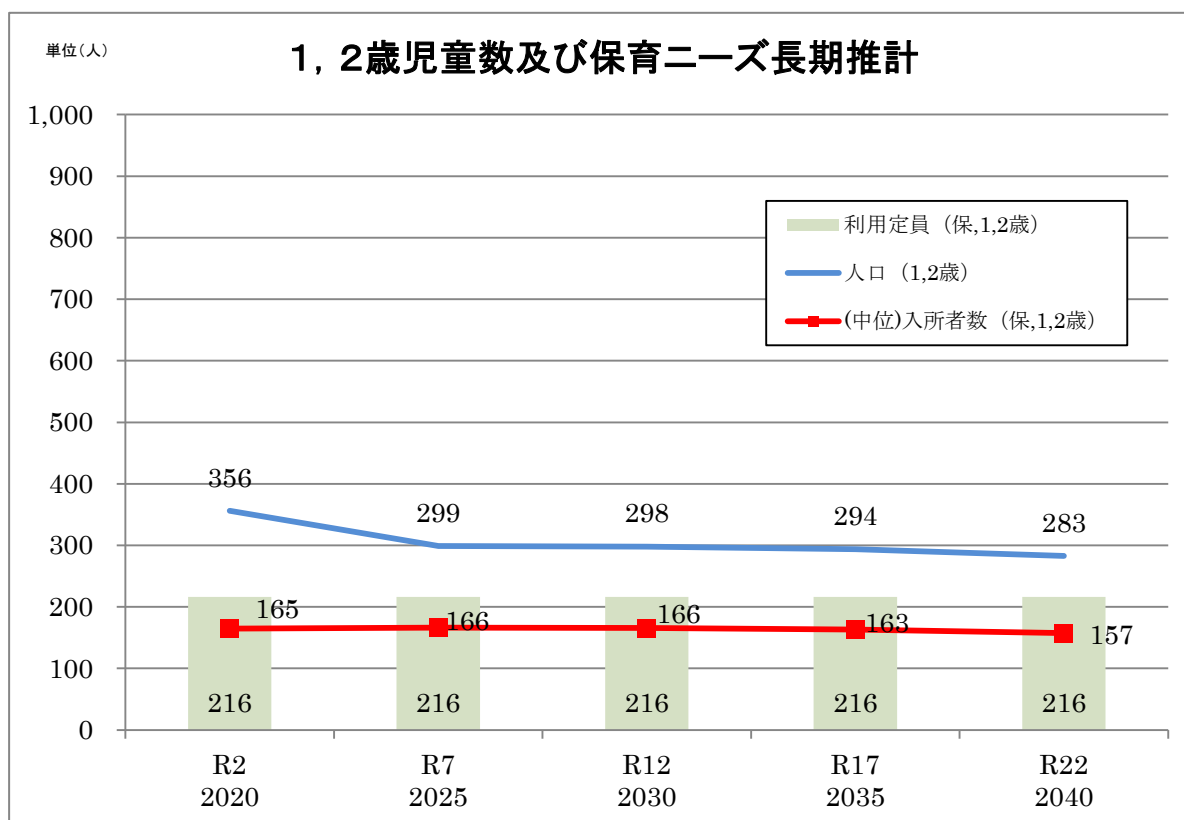
(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
高屋	公立	高屋東保育所	保	90		66	24	S55	RC
	公立	小谷保育所	保	90		68	22	S53	S
	公立	造賀保育所	保	60		42	18	S54	RC
	公立	高屋中央保育所	保	120		90	30	S51	S
	私立	認定こども園サムエル東広島こどもの園	保認	255	15	144	96	H9	RC
	私立	フレーベル幼稚園	幼保	252	96	84	72	H31	RC
	合計			867	111	494	262		

(3) 保育ニーズ長期推計





※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・現状の定員で保育ニーズに対応可能と見込まれます。
整備の方向性	・既存施設による運営を継続しますが、一部民営化等の検討をします。
公立	・高屋中央保育所は公立を維持し、建替え又は改修を検討します。 ・高屋東保育所は、今後も一定の入所者が見込まれることから、将来的には同敷地を活用した民営化（施設を民間に譲渡して運営を委託）を検討します。 ・造賀保育所は公立を維持し、適切な時期に改修を実施します。 ・小谷保育所は、当面公立を維持します。
私立	・既存施設により運営します。

6 黒瀬地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の南部に位置し、中黒瀬地区を中心に拠点地域が形成されています。

就学前児童については減少傾向にありますが、保育ニーズは横ばい傾向が見込まれています。

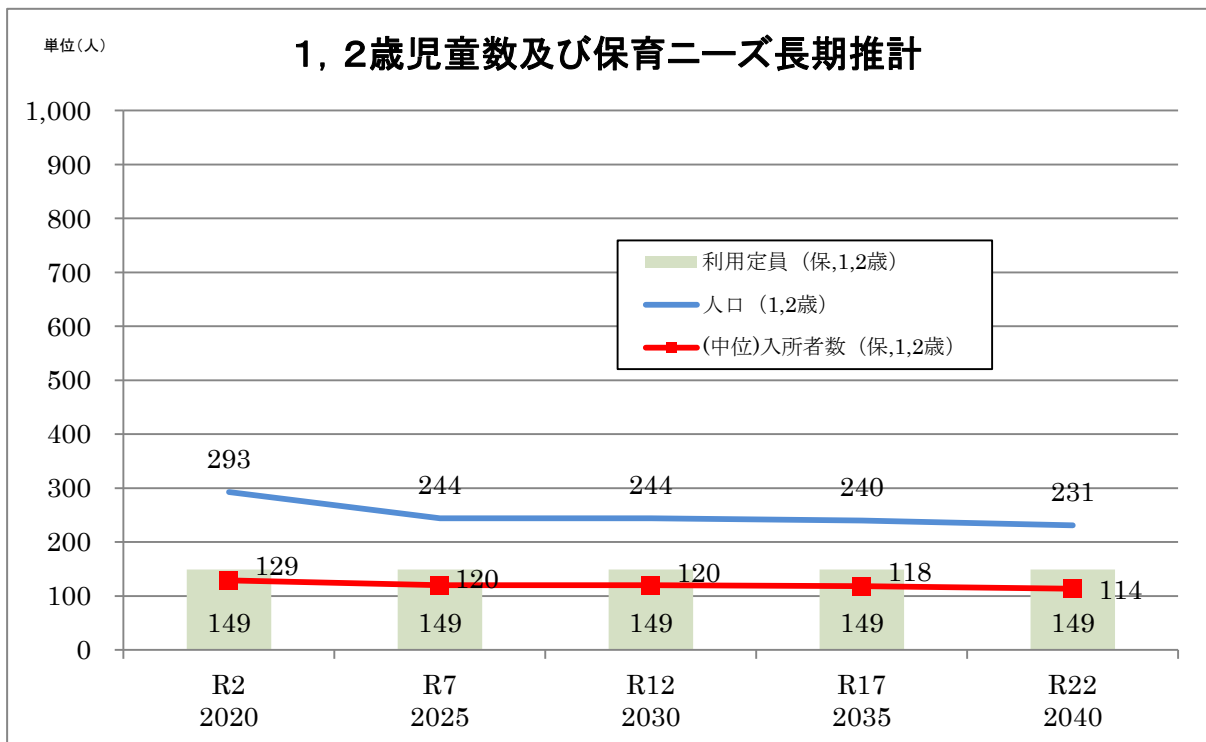
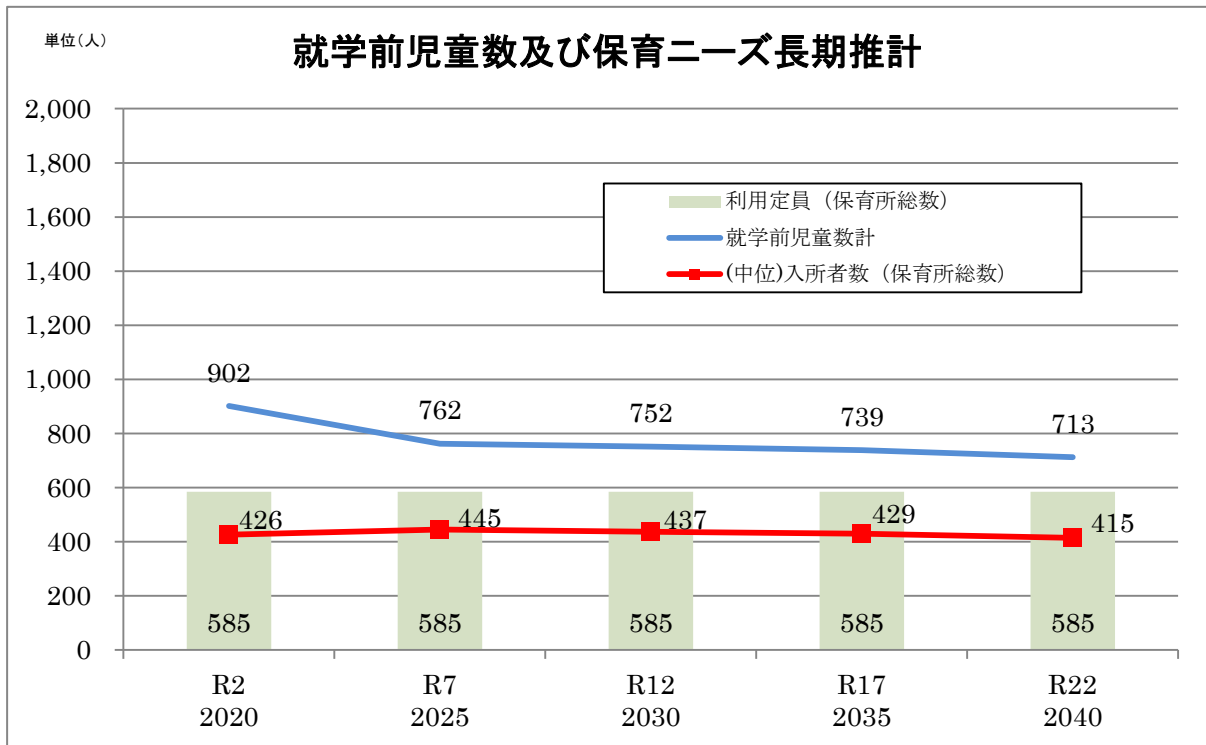
公立保育所については、老朽化が進んでいる施設もあり、随時改修等の対応が必要になっています。

(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
黒瀬	公立	板城西保育所	保	60		36	24	S57	RC
	公立	上黒瀬保育所	保	60		50	10	H5	RC
	公立	乃美尾保育所	保	70		52	18	H4	RC
	公立	中黒瀬保育所	保	180		131	49	S59	RC
	公立	暁保育所	保	110		80	30	S58	RC
	私立	認定こども園ひまわり	幼保	130	100	15	15	H23	RC
	私立	認定こども園みどりがおかようちえん	幼保	234	144	36	54	H26	RC
	合計			844	244	400	200		

(3) 保育ニーズ長期推計



※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

（４）保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・現状の定員で保育ニーズに対応可能と見込まれます。
整備の方向性	・既存施設による運営を継続しますが、一部民営化等の検討をします。
公立	・中黒瀬保育所は公立を維持し、早期の改修を実施します。 ・板城西保育所は公立を維持し、板城西小学校の改修時等にあわせて改修を実施します。 ・上黒瀬保育所、乃美尾保育所は当面公立を維持しますが、施設の老朽化及び保育ニーズの推移を踏まえ、将来的には統合を検討します。統合の際には同時に民営化を検討します。 ・暁保育所は一定の入所者が見込まれることから、将来的に同敷地を活用した民営化（施設を民間に譲渡して運営を委託）を検討します。
私立	・既存施設により運営します。



写真：五感や全身を使った遊びにより、乳児期の育ちを促進する様子（中黒瀬保育所）

7 福富地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の北部に位置し、豊かな自然の中に集落が点在しています。

就学前児童については減少傾向にあり、保育ニーズについても同様の見込みです。

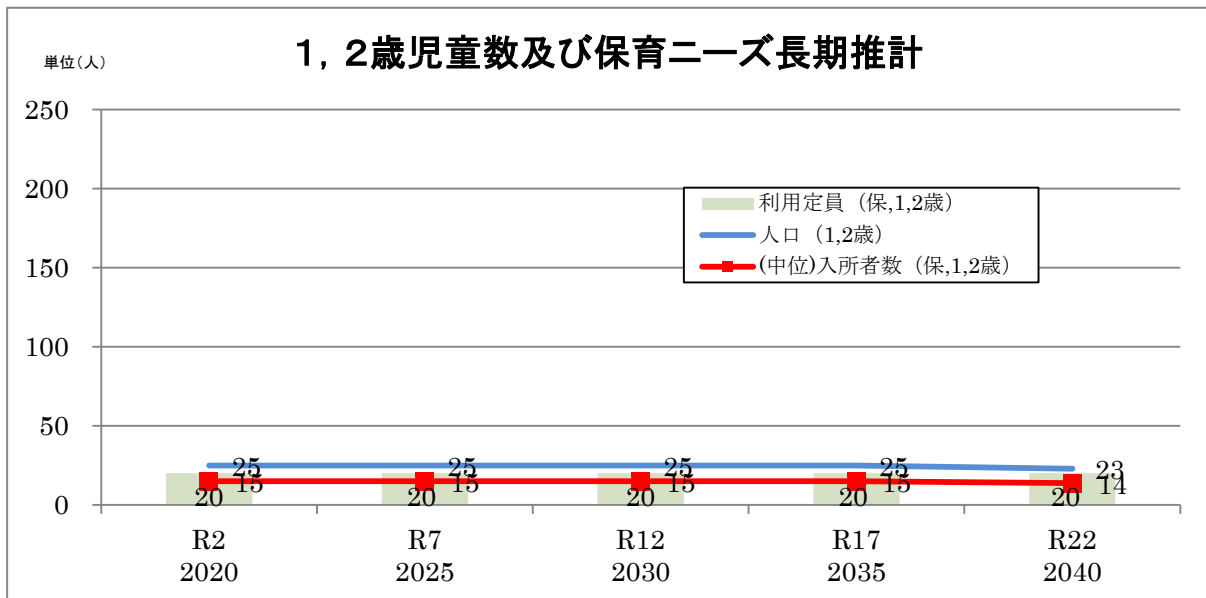
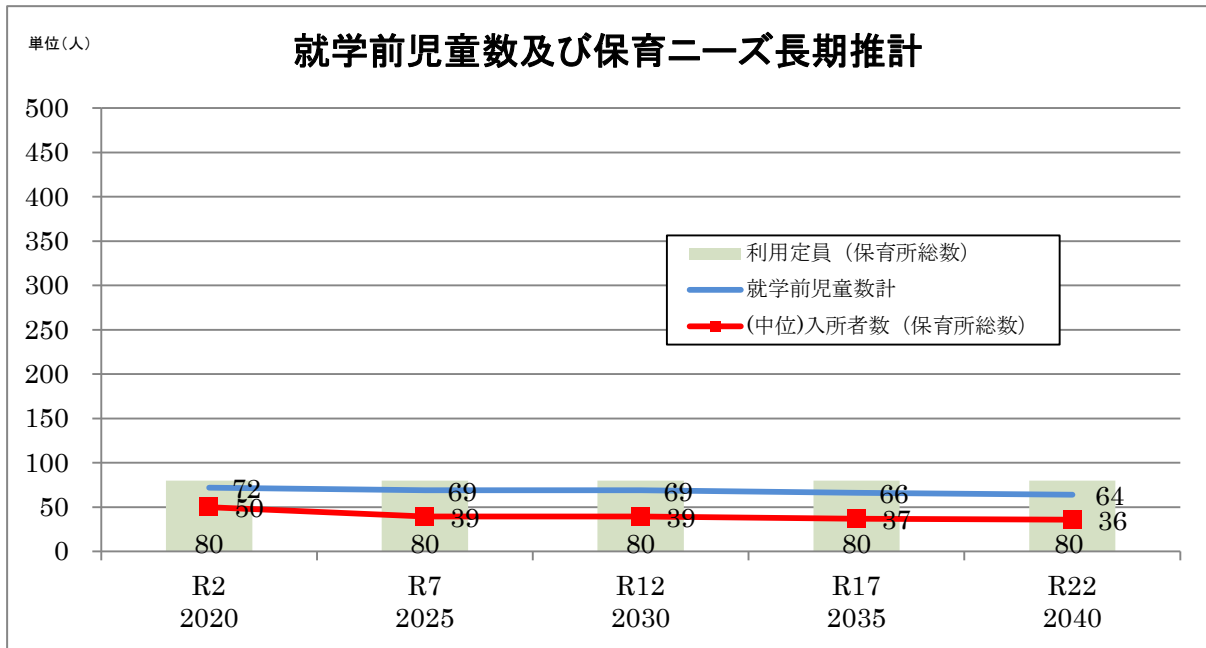
2か所の認定こども園（くば、たけに）がありますが、入所児童数も減少していることから、将来的には統合することが望ましいと考えられます。

(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
福富	公立	認定こども園くば	保認	50	10	22	18	S58	RC
	公立	認定こども園たけに	保認	50	10	32	8	H5	RC
	合計			100	20	54	26		

(3) 保育ニーズ長期推計



※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・現状の定員で保育ニーズに対応可能と見込まれます。
整備の方向性	・施設の老朽化及び保育ニーズの減少等を踏まえ、施設の統合を検討します。
公立	・認定こども園くばは、施設の老朽化に加え自然災害のリスクもあることから、移転等を検討します。 ・認定こども園たけには、保育ニーズの減少のタイミングで、将来的には認定こども園くばとの統合を検討します。
私立	・なし

8 豊栄地区

(1) 保育所等の概要

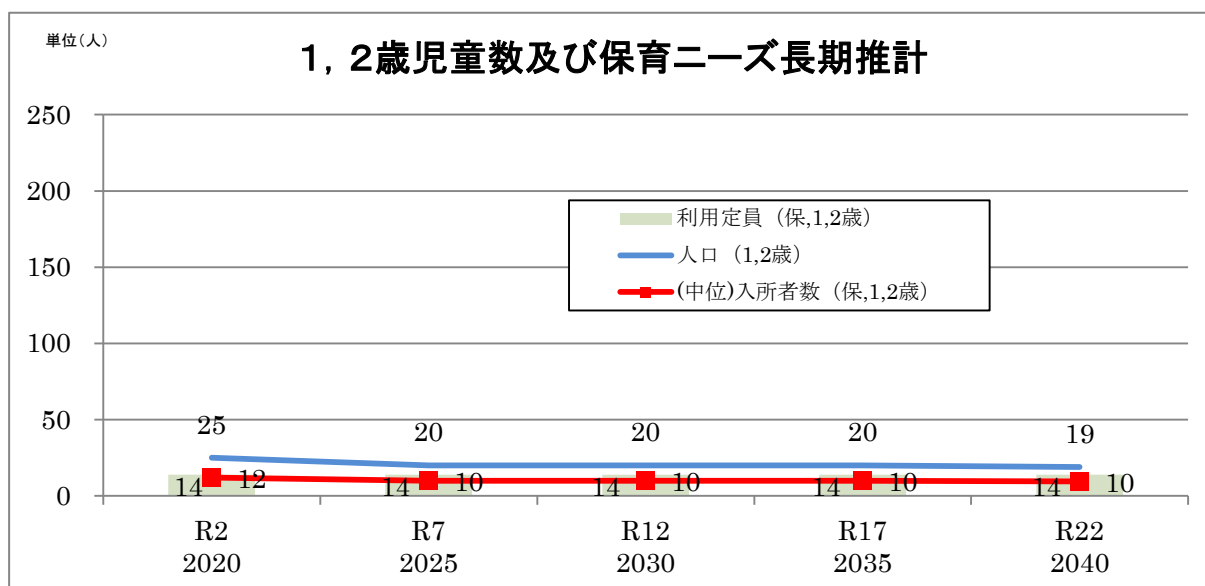
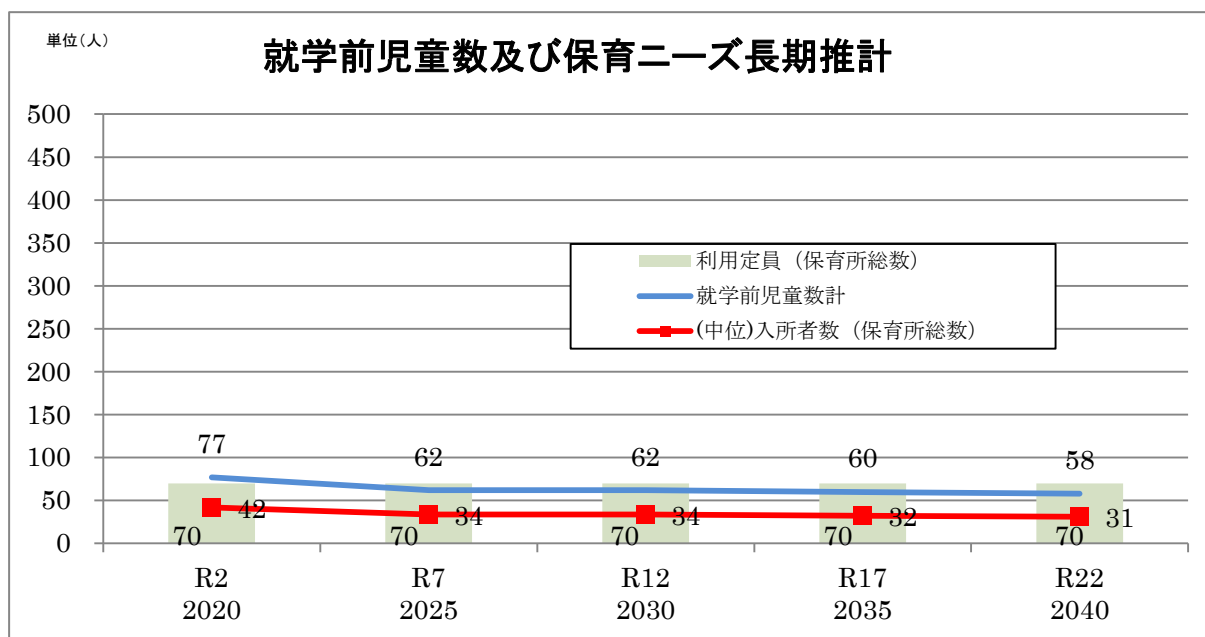
本地区は、市の最北端に位置し、豊かな自然の中に集落が点在しています。
就学前児童については減少傾向にあり、保育ニーズについても同様の見込みです。
認定こども園とよさかが町内唯一の保育施設となります。

(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
豊栄	公立	認定こども園とよさか	保認	80	10	52	18	S63	RC
	合計			80	10	52	18		

(3) 保育ニーズ長期推計



※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・現状の定員で保育ニーズに対応可能と見込まれます。
整備の方向性	・既存施設により運営するとともに、適切な時期に改修等を実施します。
公立	・認定こども園とよさかは公立を維持し、適切な時期に改修を実施します。
私立	・なし

9 河内地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の東部に位置し、沼田川とその支流沿いに広がる平地部を中心に集落が点在しています。また、南部には大規模な住宅団地が整備されています。

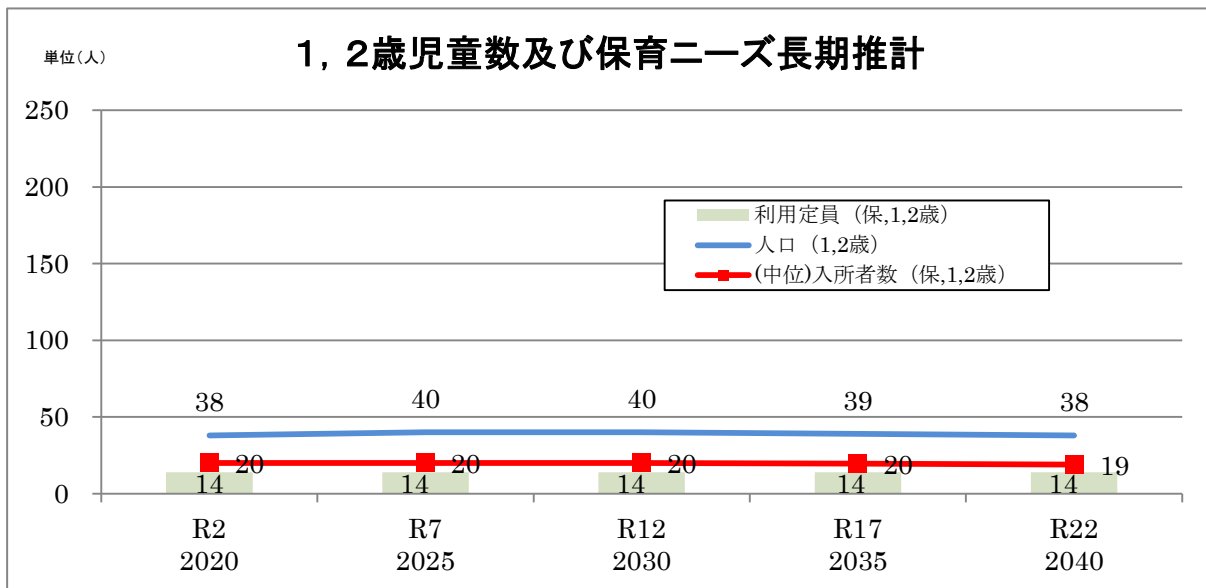
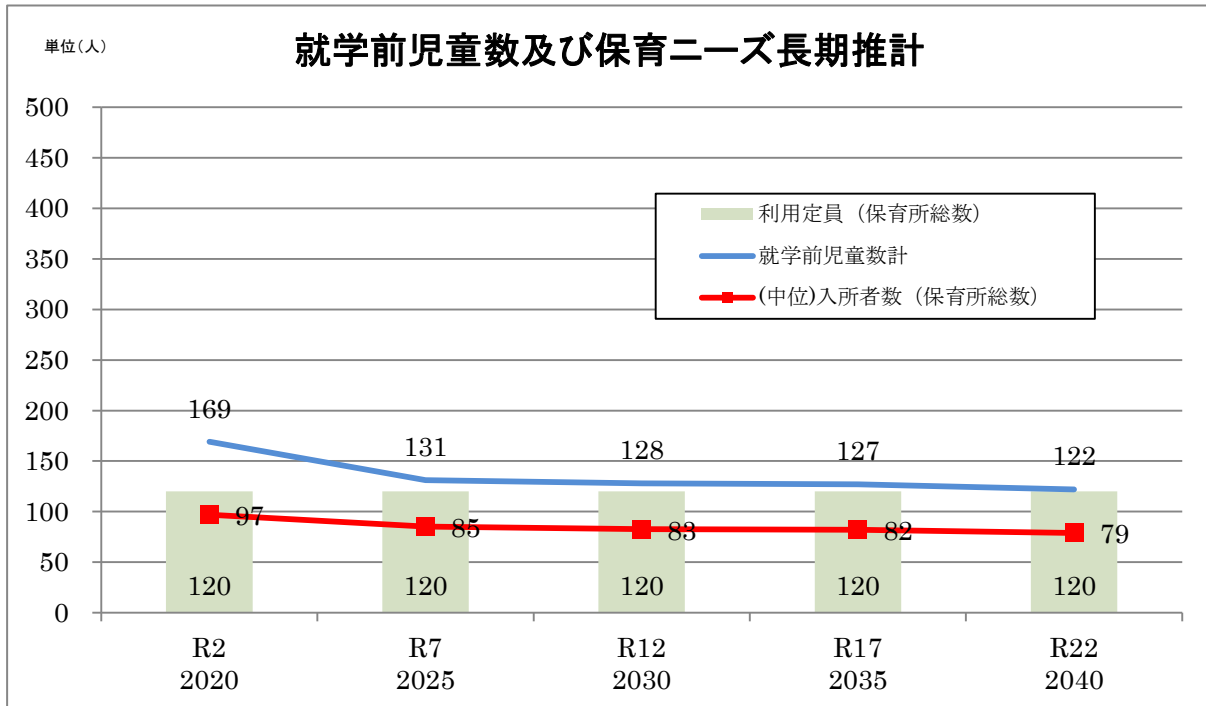
就学前児童については減少傾向にあり、保育ニーズについても同様の見込みです。

(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）



地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
河内	公立	河内西保育所	保	40		32	8	H5	W
	私立	入野光保育園	保	80		64	16	H8	RC
	合計			120		96	24		

(3) 保育ニーズ長期推計



※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	・現状の定員で保育ニーズに対応可能と見込まれます。
整備の方向性	・既存施設により運営するとともに、適切な時期に改修等を実施します。
公立	・河内西保育所は公立を維持し、適切な時期に改修等を実施します。
私立	・既存施設により運営します。

10 安芸津地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の南部に位置し、三津地区を中心に地域拠点が形成されています。

就学前児童については減少傾向にあり、保育ニーズについては横ばいから減少傾向となることが見込まれます。

公立保育所である三津保育所、木谷保育所、風早保育所はそれぞれ老朽化が進んでいます。また、私立の風早幼稚園（子ども・子育て支援新制度移行済の幼稚園）は老朽化が著しいことから、速やかな建替え等が必要になっています。

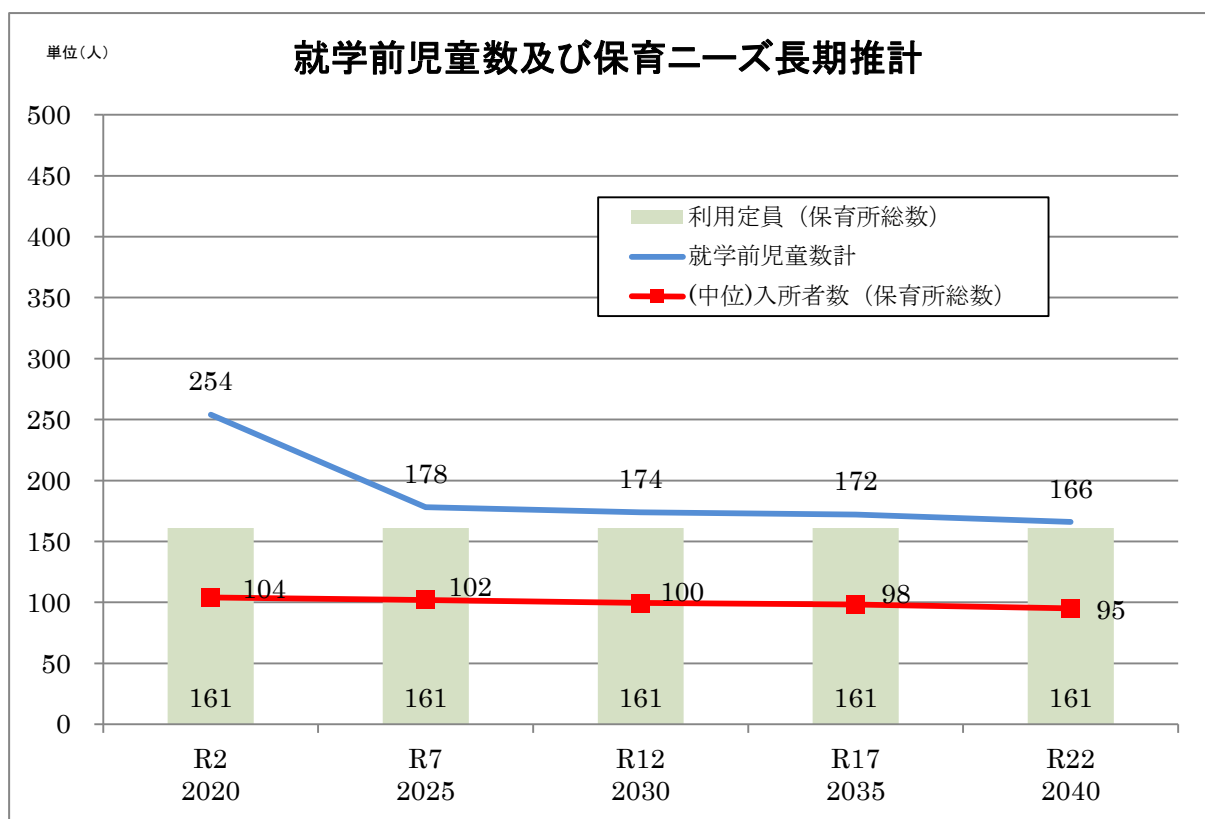
(2) 保育所等配置状況（令和3年4月予定）

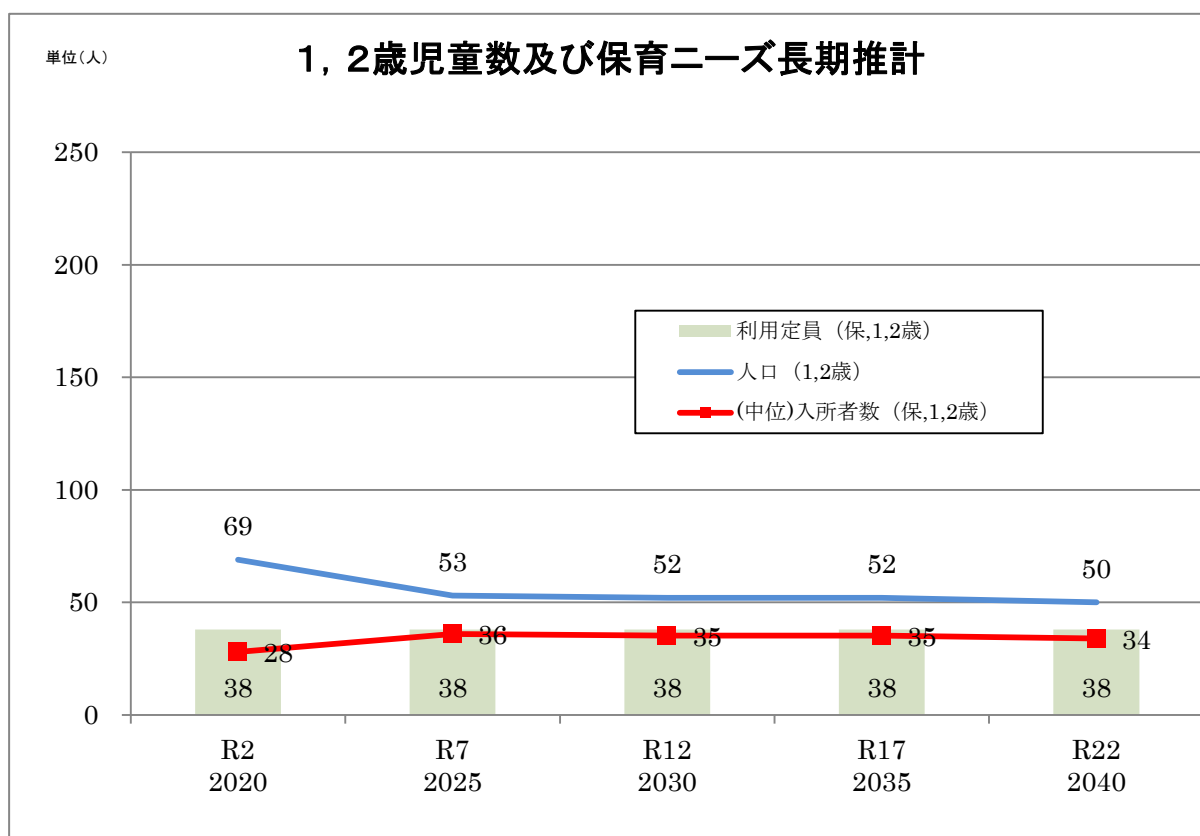


地区	区分	保育所名	区分	認可定員				建設 年度	構造
				合計	1号	2号	3号		
安芸津	公立	木谷保育所	保	40		28	12	S48 S58	W RC
	公立	三津保育所	保	90		72	18	S53	RC
	公立	風早保育所	保	90		72	18	S54	RC
	私立	風早幼稚園	新幼	50	50			S40	S
	合計			270	50	172	48		

※風早幼稚園は子ども・子育て支援新制度移行済のため一覧に記載

(3) 保育ニーズ長期推計





※長期保育ニーズ推計における定員は利用定員。

(4) 保育ニーズ等を踏まえた施設整備等の方向性

項 目	概 要
保育ニーズ	現状の定員で保育ニーズに対応可能と見込まれます。
整備の方向性	当面、既存施設による運営を継続しますが、同時に民間活力の活用を推進します。
公立	- 三津保育所は公立を維持し、早期に改修を実施します。 - 木谷保育所は、保育ニーズの減少に加え自然災害のリスクもあることから、将来的には三津保育所への統合を検討します。 - 風早保育所は当面公立により運営しますが、近隣の私立幼稚園が認定こども園への移行を検討していることから、そのタイミングで施設の方向性について検討を図ります。
私立	私立幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

1 東広島市子ども・子育て会議条例

平成25年東広島市条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、東広島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第5条 市長は、子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども家庭課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。
- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2 保育所適正配置検討部会の設置について

1 部会の設置及び所掌事務

東広島市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づき、子ども・子育て会議に、以下のとおり、部会を設置し、会長が指名する委員又は専門委員で組織する。

(1) 保育所適正配置検討部会

◎七木田 敦	広島大学大学院教育学研究科 教授
難波 元實	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会 代表
吉野 純子	東広島市保育連盟 会長
本條 愛	認定こども園の保護者
多田 稔	東広島市副市長
津森 毅	東広島市教育委員会教育長

◎：部会長

(2) 所掌事務

保育所適正配置基本構想に関すること

3 東広島市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年12月7日時点

区分 (条例第3条第2項)	所属・役職等	委員名	うち適正配置検討部会
(1) 子どもの保護者	認定こども園の保護者	本條 愛	部会員
	保育所の保護者	沖田 つばさ	
	幼稚園の保護者	東間 真緒	
	地域サロン「きんさい家」 代表	前田 真奈美	
	東広島市PTA連合会専任副会長	松原 恵美子	
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	東広島市保育連盟 会長 (三永太陽保育園 園長)	吉野 純子	部会員
	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会 代表 (認定こども園さざなみの森 園長)	難波 元實	部会員
	青少年育成市民会議 副会長	茶木 富夫	
	いきいきこどもクラブ 指導員	加戸 和子	
	NPO 法人 子育てネットゆめもくば 副理事長	岡 由美	
	広島新生学園 理事長・園長	上栗 哲男	
(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	広島大学大学院教育学研究科 教授	七木田 敦	部会長
	広島国際大学看護学部 准教授	江口 千代	
(4) その他市長が必要と認める者	連合広島賀茂豊田地域協議会 幹事	坪内 直也	
	東広島商工会議所 女性会会長	蔵田 すまこ	
	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	栗原 征男	
	東広島地区医師会 副会長 (こどもクリニック八本松 理事長・院長)	杉原 雄三	
	東広島市社会福祉協議会 地域福祉課長	松尾 哲	
	東広島警察署 生活安全課長	佐藤 賢一	
	東広島市 副市長	多田 稔	部会員
	東広島市教育委員会 教育長	津森 毅	部会員

4 パブリックコメントの実施結果概要

(1) 目的

持続可能な教育・保育サービス提供に向けた施設のあり方についての基本的な方向性を示す「東広島市保育所等配置基本計画」を策定するにあたり、広く皆様からご意見を伺い、計画に反映させるため、意見公募（パブリックコメント手続）を実施した。

(2) 実施機関

令和3年1月25日～令和3年2月24日

(3) 実施方法

市役所保育課、各支所（地域振興課）、各出張所、各地域センター、各図書館、各福祉センター及び市ホームページで公開し、持参、郵送、ファックス及び電子申請によって意見を受け付けた。

(4) 意見提出者数

4人、1団体

（内訳）

住所別	西条4人、高屋1人、1団体
年齢別	30歳代3人、60代1人、70歳代1人、1団体
性別	男性2人、女性3人、1団体

(5) 意見数

内 容	件 数
計画全般について	1件
目指すべき姿について	1件
取組みの方向性について	1件
教育・保育サービスの提供における公立・私立の役割について	3件
保育所等の配置・整備に関する基本方針について	2件
地区別保育所等整備計画について	1件
その他（一時保育や退所等の取扱いについて）	2件
合 計	11件

※ 1つの意見が複数の分野にまたがっている場合、それぞれ1件として計上しました。

(6) 結果の公表

市ホームページへの掲載により実施。

公表期間：令和3年3月15日～令和4年3月31日

